



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	エリゼ条約の成立と戦後ドイツ＝フランス関係史（2・完）
Author(s)	川嶋, 周一; KWASHIMA, Shuichi
Citation	北大法学論集, 51(2), 303-357
Issue Date	2000-07-28
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15014">https://hdl.handle.net/2115/15014</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	51(2)_p303-357.pdf



「エリゼ条約の成立と戦後ドイツⅡフランス関係史」(二・完)

川嶋周一

目次

序章

1 研究史

2 問題の所在(その一)・・・エリゼ条約の成立と独仏外交空間の重層性をめぐって

3 問題の所在(その二)・・・戦後独仏関係史におけるエリゼ条約の位置付けをめぐって

第一章 一九五八年―一九六〇年・・・和解から提携へ

第一節 一九五八年―一九五九年…ドゴールリアデナウアー時代の始まり

第二節

(a) 確執の系譜

(b) ランブイエ会談

(c) ランブイエ後

(d) ドブレリアデナウアー会談

第二章 一九六一年―一九六二年…独仏提携の二つの側面

第一節

政治同盟交渉

(a) パリ会談…独仏間確執の好転と政治同盟推進の決定

(b) ボン宣言…新たなヨーロッパ統合の段階へ?

(c) フーシェプラン交渉…六ヶ国的解決と二ヶ国的解決の狭間で

第二節

(a) ベルリン危機と戦略転換

(b) ベルリンの壁構築と米仏独関係

(c) 柔軟反応戦略に対する独仏の反応

第三章 一九六二年―一九六三年 友好条約?

(a) 相互公式訪問…独仏提携交渉の開始

(b) 協定と条約…支持基盤の強弱と議会批准問題の浮上

(c) 一月一四日の会見…条約化の契機

(d) 前文問題

おわりに

(以上、第五一卷第一号)

(以上、本号)

## 第二章 一九六一年―一九六二年 独仏提携の二つの側面

本章では六一年から六二年にかけての独仏提携の展開が取り上げられる。前章にて考察された六〇年における確執の要因たるNATO改革そのものの問題とNATO改革とヨーロッパ新政治組織との関係をめぐる対立は、以下に見るように、両問題を分離して交渉されることになる。さらに独仏二国間で協議されたドゴールのヨーロッパ政策、すなわち政治同盟創出プランがEEC六ヶ国に提示され、その実現に向けた交渉が開始される。そこでまずこのヨーロッパ統合の新しい形態に関する問題についてEEC内で協議された政治同盟交渉を取り上げ(第一節)、EEC六ヶ国内における独仏間の関係を考察する。またこの二年間の間にベルリン危機が激化しベルリンの壁が構築されることになる。このベルリン危機のさまざまな帰結、取分けアメリカの戦略転換を取り上げ(第二節)、独仏間関係へを影響と、それと密接に関係するNATO問題の展開を考察する。

### 第一節 政治同盟交渉

#### (a) パリ会談・独仏確執の好転と政治同盟推進の決定

一九六一年一月二六日、ドゴールの官房府に所属していた外交顧問のマイヤール(Pierre Mailard)とブランケンホルンが会談を持った。ブランケンホルンは、フランスとの友好関係を推進したいというドイツ側の意向を説明しながらも、BRDがアメリカとの結びつきを考慮に入れざるをえないと訴えた。アデナウアーもNATO問題を提起することを望まず、その代わりヨーロッパ組織化計画の推進に大きな期待を寄せていると説明した。すなわち、ドイツは、①ヨーロッパ組織化問題に取り組むこと、②政府首脳(1)の定期会談を創設すること、③フランスが提起した問題を討議する研究委員会を設立すること、の三点を受け入れる代わりに、NATOの軍事統合を問題化しないことをフランスに迫ったのである。これはすなわち、NATO問題とヨーロッパ新組織問題とを包括的に扱うことを要求するドイツ側の従来態度を放棄して、フランス側が主張するように、当該問題群を個別に扱う方針に転換することを示唆するものであった。

EEC首脳会談の前日の二月九日、独仏二国間による会談が行なわれた。この会談で、ドゴールとアデナウアーは互いに妥協しようやく前年の確執を乗り越えたといえるだろう。NA

TO並びに防衛問題を取り上げない代わりに、ドゴールが提唱するヨーロッパ構築を推進することに、独仏両国は合意したのである。仏側はドイツの要求に応え、首脳会談後に発表されるコミュニケの草案にある「国家連合 Konföderation」を「組織的提携 organisierte Zusammenarbeit」に置き換え<sup>(3)</sup>、差当り防衛問題については言及しないことを確認した。ドゴールの構想は、

- ① 政府首脳・外相・農業大臣・文化情報大臣の定期会談の実施、  
② 恒久的な事務局の設置によって「政治提携を慣習化すること」  
だったが、ドイツ側の要求の通り、定期会談の対象閣僚から国防大臣が外されていることに注意しなければならぬ<sup>(4)</sup>。

翌日の二月一日、パリにてEECの首脳が一堂に会し、初のEEC首脳会談が開催された。ドイツの支持を取り付けたフランスは、会談の席上で六ヶ国間の政治提携を起草したプロトコルを予定通り提出した。フランス案の主要内容は、① 政府首脳および関係閣僚の定期的会談<sup>(5)</sup>、② 現存のヨーロッパ共同体(EEC・ECS・EURATOM)の尊重と発展、③ ヨロッパ議会の拡張、の三点であった<sup>(6)</sup>。主要な争点は、現共同体と新組織との関係性、すなわち経済領域における各国間の提携とこれから創出する政治提携をどのように結びつけるかであり、従って、現ヨーロッパ共同体の基礎たるローマ条約をどう取り

扱うかであった。そこからの各国の指向は分裂していた。オランダ外相ルンス (Jozef Luns) が、フランスの提案がローマ条約の精神に反するとして反対したのに対し、イタリアとルクセンブルグが賛成に回り、さらにベルギー首相エスケンス (Gaston Eyskens) は文化提携を積極的に進めることを提案し、アデナウアーはドゴールを支持した上で「プラグマティック」にやらねばならないことを強調した<sup>(7)</sup>。すなわちルンスが主張するようなより強力な統合推進と将来的なイギリスの加盟への固執は、「ドグマに囚われている」というのである<sup>(8)</sup>。会談が経過する中で、このフランス案に強硬に反対するルンスだけが孤立するようになった<sup>(10)</sup>。一〇日午後の第二会談では外相会談が執行われ、発表予定のコミュニケの草案について討議された。ここにおいてもルンスは最後まで政府首脳会談の定期的開催に頑なに反対した。このルンスの拒絶により、パリ会談のコミュニケに定期会談開催の文面を盛り込むのが不可能になり、単に次回開催をボンにて行なうことが触れられるに留まった。

最終的に公表されたコミュニケに盛り込まれた合意点は以下の点である。① EECの経済的提携を他領域に拡大すること、② 第二回政府首脳会談を開催すること、③ 将来の政府首脳会談への準備を専門とする特別委員会を発足すること<sup>(12)</sup>。この専門委

員会は六ヶ国の代表者によって構成され、首脳会談のみならず必要とされる閣僚会談についての具体的な提案を行なう権限が付与された。従って以後の政治同盟についての交渉の場がこの専門委員会に委譲された。この専門委員会のちに、発足時の委員長フーシェ (Christian Fouché)<sup>(13)</sup> の名を取って「フーシェ委員会」と呼ばれるようになった。

この会談でイニシアティブを取ったのはフランスでありドゴールであったが、このフランスの政治同盟プロジェクトが現実に進展したのは、既に存在している経済提携から政治提携に発展するのが当然に望ましいという合意が、他のE.E.C諸国間においてもあったからに他ならない。これはモネがE.C.S.Cを創設する際に想定していた機能主義的統合観に裏打ちされた、西ヨーロッパ諸国に広く共有されたヨーロッパ統一のシナリオであった。ドゴールはこの政治的統一の理想をうまく利用したといえるだろう。この会談によって各国の「めらめらと燃えんばかりの下心」<sup>(15)</sup> が明らかになった。またそれがあればこそ、この会談の最大の成果である研究委員会の発足が合意に至ったのである。

しかし、既に見たように、既存の統合プロセスと認識されていた経済統合をどう扱うかについては、各国の思惑は異なっていた。当時より農業大国であったフランスは、この自国の一大

産業保護のため、経済統合の結果創出される共通市場を存続の手段と考えていた。またアルジェリア問題に代表されるように、この時期フランスは政治的に脱植民地化が進行していたが、それは経済的にも同様であった。フランス経済の新たな貿易投資先としてE.E.Cが選ばれたのである。これに対しベネルクスに代表される他のE.E.C諸国の中で統合を担う機能主義者にとつては、経済統合はローマ条約の精神にあるように機能主義的に政治統合へと進むための種子であった。この両者の対立の溝はフーシェプラン交渉を通じ——正確にはドゴール在任中を通じ——埋まることがなかった。

また他の参加国がドゴールの改革について知ったとき最初に呈された疑問、「N.A.T.Oとの関係はどうなるのか」という恐ろしい疑念、会談の前後を通じて執拗に各国の議題の中心を占めていた。ベルギー首相は新しい政治提携がN.A.T.Oを弱体化させてならないと念を押し、それはアテナウアーも同様だった。ドゴールはその発言の多くをN.A.T.Oについて割き、各国の説得に努めなければならなかった。フランスが事前に作成した、ドゴールがその多くについて赤を入れた本会談のコミュニケーション草案の文面には、研究委員会の委託任務としての閣僚委員会が列挙されている。そこには実際にフランスが会談の中で挙げた外交、文

化、情報の他に、国防が記されていた。しかしこの閣僚委員会についてのテキストは、最終的には「外相の会談並びに必要とされるすべての会談」とはやかった、しかしながら必ずしも防衛を除外していない文面に書き替えられたのである。<sup>(16)</sup>

この会談から始まったフーシェ委員会を主舞台とする政治同盟構想をめぐる交渉において、その対立軸は、周知のように第一に超国家的ヨーロッパか、「諸国家からなるヨーロッパ」であり、第二に第一軸とは微妙にずれている大國対小國という軸であった。<sup>(17)</sup>しかしながらさらにNATOならびにヨーロッパ防衛を争点とした、ヨーロッパ主義（＝大陸ヨーロッパで独自の実効的な防衛能力を創出する）対大西洋主義（＝現状を維持し英米との関係性を優先する）という第三の対立軸が、底流に流れていたのである。

この第三の対立軸はフーシェプラン交渉開始時から表出した。フーシェ委員会は、三月一六日に初会合が開かれ、フランスは定期首脳会談の実施に当たってその討議対象に制限を設けないことを提案した。<sup>(18)</sup>つまり首脳会談は共同体に関わる問題のみならずあらゆる国際問題について話し合いが出来ることになる。オランダはこれに対して反対した。オランダは討議対象範囲を専ら共同体に関わる事柄に制限することを主張した。そうでな

ければ、首脳会談は現共同体を従属させ、NATOと対立し侵食する恐れがあることをオランダは認識していた。この点におけるオランダの反対は前年のドイツのフランス案に対する態度と同一といつてよい。まさに問題の核心はここにあった。<sup>(19)</sup>また実際、これまでに見たように、ドゴールの政治協力に向けてのイニシアティブの中核にNATO、つまり大西洋同盟の問題が存在していた。ドゴールはパリ会談を受けて、主要閣僚に対してのボン会談ではさらなる積極的な成果をもたらすよう要求した。<sup>(20)</sup>ドゴールが期待した積極的な成果とは、政府首脳の組織的かつ定期的な協調制度とその実行のための事務局制度が、現共同体たる共通市場・ECS C・EURATOMの「コミッション」とは別組織だけでなく、これらのコミッションを統括できるのを待ちつつ同コミッションを検討する」ことであつた。<sup>(21)</sup>

パリ会談においてはルンスの反対が突出したため独仏の見解の相違の程度は希薄になつてしまつたが、アデナウアーが支持したことはあくまで「政治ヨーロッパの構築がNATOとも現共同体とも触れない限り」で推進されることである。実際のところ、パリ会談前日のドゴールに対してドイツ側は「不信感が喉元まできていた」<sup>(22)</sup>。しかしフランスにとつてドイツとの協調がヨーロッパ政策の出発点であつた。「六ヶ国での政治提携に

おいては、何よりも独仏間の提携を実行に移すこと」が重要だったのである。<sup>(23)</sup>

五月二〇日<sup>(24)</sup>、ボンで行なわれた独仏首脳会談<sup>(25)</sup>により、一九六〇年からの確執にようやく終止符が打たれる「祝日」<sup>(26)</sup>となった。

ドゴールとアデナウアーは、今回のE E C首脳会談を七月に開催することに同意した。その上で定期会談を含む政治同盟条約路線に独仏が進むことに最終的な承認がなされたのである。この時点でのドゴールとアデナウアーの歩み寄り<sup>(27)</sup>は、しかし、後に見るように、日々深刻化していくベルリン危機を抜きにして語ることは出来ない。実際同会談においてまず問題になったのはアメリカ新政権の対ソ連政策とN A T O問題であった<sup>(27)</sup>。N A T O政策とヨーロッパ政策が表裏一体となったドゴールの独自の外交政策においては、ドイツは不可欠のパートナーであった。他方ドイツにとってフランスは、ベルリンの法的地位に関する四ヶ国の中で、頑なまでにベルリン地位の現状保持姿勢を打ち出す唯一の国であった<sup>(28)</sup>。

しかしここでドイツ外交の「分裂症」<sup>(29)</sup>が進展していることに注目しなければなるまい。すなわち一方でアデナウアーは独仏二国間軍事同盟の推進受け入れを示唆しながらも、他方でアデナウアーは、ドゴールがフランス独自の攻撃力コンセプト(抑

止力)を撤回し、B R Dと共に他のN A T Oパートナー国と組んで、フランスの核兵器をN A T Oに提供しよう試みたのである<sup>(31)</sup>。しかしそれは無駄に終わった。

#### (b) ボン宣言…新たなヨーロッパ統合の段階へ?

二月のパリ会談に続くE E C首脳会談が、七月一八日から一九日にかけてボン郊外のバートゴードルスベルグで行なわれた<sup>(32)</sup>。この直前の七月一〇日に事前交渉として開かれたローマ相会談<sup>(33)</sup>において、政府首脳の権限についての見解の不一致は既に緩和<sup>(34)</sup>とされてきた。この会談に際し、各国首脳はローマ会談を受けて作成されたドラフト<sup>(34)</sup>を元に議論を行ない、ベルギーの働き掛けに負うところの大きいオランダの態度の軟化<sup>(35)</sup>、ローマ会談での妥協案を作成したイタリアの積極的態度、五月の首脳会談からの独仏の協調により、共同声明の発表に至った。この時ようやく、政治提携を行なうという原則が全てに受け入れられたのであった。ルンスが持っていたとりわけ定期会談に対する留保が放棄されたため、各国間の政治協力に対する見解の相違は一層希薄となったのである。

このボン宣言<sup>(36)</sup>は、明らかに各国に希望的雰囲気を出させた。現共同体の一層の統合進展とともにさらなる提携領域の拡大を

謳った同宣言においては、政治同盟の新規加盟の容認と規則的な政府首脳会談の実施が示唆され、フーシエ委員会への六ヶ国合意のため諸協定提案権の委託が明言された。さらにボン宣言に付随する形でEEC国家間の文化領域における協力を盛り込んだコミュニケも同時に発表された。ボン宣言は、ヨーロッパ統一という究極的な目標に向かって、経済領域のみならず、政治・外交・文化領域という広範囲での統合を推進し、ヨーロッパ統合が新たなステップを踏み出すことを宣言するものであった。ボン宣言により新たな政治的ヨーロッパの誕生が考えられた。<sup>(37)</sup> 実際西独外務省は、このボン会談に対して、ローマ条約締結の端緒となったメッシーナ会談に匹敵するヨーロッパ統合の歴史的転換点と評したのであった。<sup>(38)</sup>

しかしながらこのボン宣言は、実際は各国間の妥協によって成立したものであった。例えばフランスはヨーロッパの「共通政策」を目的とした政府首脳による定期的会談の実施と政策提携の実行を獲得したのに対し、前文のなかに統一ヨーロッパが「アメリカと他の自由な人民との連帯」することを盛り込むことを受け入れた。本文においても、ヨーロッパの政治協力によって大西洋同盟は阻害されずに強化される、と明言しなければならなかった。さらに、最大の争点であった、この新たなヨー

ロッパ政治組織と既存の共同体との関係について、フランスは踏み込んだ言及をすることはなかった。<sup>(39)</sup> ドゴールの主張する現存の共同体の枠外で、そして最終的にはそれに置き換わる「ヨーロッパ」を構築するのか、それとも他のEEC諸国取分けベネルクスが主張する現共同体に接続される、経済統一の次段階としての政治的提携としての「政治的ヨーロッパ」を構築するのか、ボン宣言は明言しなかった。

しかし、ドゴールがボン会談にあたって最高の優先順位を置いていたのは、実は防衛問題であった。ボン会談が当初予定されていた五月以前から、首脳会談でのヨーロッパ防衛についての討議をドゴールは行なう心構えでいた。<sup>(40)</sup> ドゴールはヨーロッパ統一を望んでいたが、その基社は防衛にあり、「防衛的人格」を持たねば「政治的人格」はあり得なかった。<sup>(41)</sup> アメリカはヨーロッパを庇護する存在ではなく、ヨーロッパと対等な同盟国でなければならなかった。「ヨーロッパを作り上げる」*constituer un europeenne* には、当時の米欧関係を規定するNATOを組み替える必要が、どうしてもドゴールにはあった。

しかしボン会談において、ドゴールはヨーロッパの防衛的人格の創出を訴えたが、それ以上の具体的な提案を行なわなかった。<sup>(42)</sup> 実際EEC首脳たちはアクチュアルな防衛問題としてのべ

ルリン危機について討議し、ソ連の脅威に対して首相レベルの防衛問題の取り組みはすでに実行されていたのである。ドゴールのアピールは空振りに終わり、議論では取り上げられなかった。

(c) フーシエブラン交渉…六力国的解決と二力国的解決の狭間で

フーシエ委員会は、一九六一年一〇月一九日に会合が開かれ、<sup>(43)</sup> 各国が提示した様々なドラフトを審議した結果、最終的にフランス案、いわゆる第一次フーシエブラン<sup>(44)</sup>が政治同盟条約の叩き台として採用され、一月二日より交渉が開始された。第一次フーシエブランの要旨は以下の通りである。前文にてボン宣言との適合性を確認したうえで、

- ① 締結国間で恒久的な諸国家による同盟 union d'Etats を設立すること、
- ② 同盟の目的は共通外交政策の導入、文化協力、安全保障強化であり、
- ③ 政府首脳会談を四ヵ月に一度執り行い、その間少なくとも一度外相会談を行ない、
- ④ 決定は全会一致方式で行なうが、一乃至二ヶ国の棄権・欠席により採択は妨げられなく、

⑤ 首相から構成される理事会は経済三共同体と共通のヨーロッパ議会に対し報告を行ない、

⑥ 締結の三年後に改正を行なう、ことであった。

第一次フーシエブランの問題点は、超国家性、ヨーロッパ防

衛、イギリス加盟問題の三点に集約することが出来るだろう。<sup>(45)</sup>

イギリスは実際七月三十一日に共通市場への加盟の希望をマクミランが下院にて表明し、これに対しオランダとベルギーが強力にイギリス加盟を支持したのであった。両国は、EEC加盟国間による政治同盟問題について討議する前提条件として、イギリス先決事項、すなわち先ずイギリスを交渉の場への参加させることを要求した。<sup>(47)</sup> 従ってオランダとベルギーは、フーシエ委員会のなかでイギリス加盟問題も討議するよう要求した。フランスは、将来的な共通市場への、並びに政治同盟へのイギリスの加盟の可能性について吝かではなかったが、先決事項を容認することは拒否した。何故なら、政治同盟の組織が確立される以前にイギリスが共通市場に参加することにより、政治同盟組織がイギリスの影響力によって改編されることをフランス側は不安視したからであった。従ってドゴールは、共通市場へのイギリス加盟に際しては、留保條款なしにローマ条約上の全責務を負うことが必要であるという、強硬な主張をおこなったので

ある。アデナウアー自身、イギリス加盟に対する考えはドゴールのそれに近いものだった<sup>(48)</sup>。最終的にイギリス先決事項は二月一五日のEEC外相会談にてオランダ・ベルギーが取り下げることになり、その代わりにイギリスには交渉についての情報<sup>(49)</sup>が逐一告知されることが取り決められ、さらに政治同盟加盟にはEEC加入すなわち共通市場加入が前提条件であることが改めて確認された。

このような状況下で、一九六二年一月一八日、フランスは「第二次フーシェプラン」と呼ばれる修正案を提示した。これはフーシェプラン交渉における転換点となった。この修正案は一月二三日に当初フランス外務省にて草案が作成されたのだが、ドゴールはその内容を閥知していなかった<sup>(51)</sup>。NATOについてもローマ条約についても言及してなかったこの草案は、一七日のドゴール、クープ、ドブレの三者会談の後、ドゴールの意向に添って修正され、ドゴール自らが新文書の主要な文面を作成した<sup>(52)</sup>。さらにフーシェ委員会の直前、ドゴールはフランスの閣僚会議でこの草案を説明し、全ての領域において効力のある同盟へと至るために、共通市場参加国が一体となって協調を進めていく意思がフランスにあることを述べた<sup>(53)</sup>。修正点のポイント<sup>(54)</sup>は三つある…①大西洋同盟への参照を削除したこと、②同盟の

目的に経済並びに防衛を導入したこと、③改正条項におけるECS・EEC・EURATOMの構造を尊重する言及を削除したこと。後者二つのポイントは現存の共同体の構造を再問題化するものであり、明らかに第二次フーシェプランに顕れた政治同盟は現経済三共同体の統御を意図するものであった。

このフランス案は、それまでの交渉でなされた譲歩を放棄する、明らかに硬化した態度を表すものであった。この態度の急変は「テンペスト」<sup>(55)</sup>とも言うべき他国の怒りを巻き起こしたのである。第二次フーシェプランの提示により、フーシェ交渉におけるそれまでのオランダ・ベルギー対独仏伊ルクセンブルグという対立の図式が、フランス対五カ国へと転換した<sup>(56)</sup>。第二次フーシェプランの発表は、ドイツ側としてはそれまでのEEC交渉におけるフランスへの協力的な態度を蔑ろにするものであり、「冷や水を浴びせかけられた」<sup>(57)</sup>格好となったのである。

この事態に対し、ドゴールは急速ドイツとの会談を設定するよう指示し<sup>(58)</sup>、独仏国境に近いバーデンバーデンで二月一五日に会談を持った。ドゴールは、アデナウアーとの個人会談を通じてのドイツの見解をフランスのそれと一致させることによって、ヨーロッパ同盟問題の状況を打破しようとしていた。実際のところ、会談の前半の話題は、ベルリン危機をめぐる対ソ関係並

びにケネディ政権の政策が占めた。午後の拡大会談でヨーロッパ政治が討議され、ドゴールは条約テキストに現共同体と大西洋同盟について言及することを容認し、経済領域を問題化しないと譲歩した。他方アデナウアーは、ヨーロッパ議会の選出に關し普通選挙としないこと、自律的な「事務局」の設置を行なわないことを受け入れた。<sup>(59)</sup> さらにドゴールはイタリアに対しても同様の会談を執り行うよう計画した。<sup>(60)</sup> しかしドゴールが本場に協力を必要としていたのは無論ドイツだった。彼にとつてはドイツとフランスとの一致こそ、ヨーロッパ政治同盟のダイナミズムを動かすエンジンであった。何故ならドゴールは「ヨーロッパの将来は、実際、我々兩國に根本的に依つている」<sup>(61)</sup>と考へていたからである。このような独仏の接近と、六ヶ国による政治同盟計画が結局は失敗に終わったことによつて、「独仏枢軸」が強化されたのだろうか?<sup>(62)</sup>

三月二〇日、ルクセンブルグに召集されたEECの外相たちはフランス案と他国の対案を検討し、いくつかの合意点を引き出した。しかしそれは同盟の名称を「諸国家の同盟」とすること、財源の分担比率、設立される委員会の種類にとどまった。フーシェ委員会の委員長がこの時イタリアの外務次官であったカッターニ (Amintore Catani) に交替し、イタリアは以後調整役

に回ることになった。イタリア首相ファンファーニ (Amintore Catani) は四月の初頭に相次いで独仏の首脳と会談し、三ヶ国の意見調整を行なつた。四月七日のアデナウアーとの会談にて独仏伊の合意が確認され、後はベネルクスであった。しかしベルギー、オランダがフランス案に賛成することはなかつた。四月一七日のEEC外相会談にて第二次フーシェプランの棚上げが決定し、事実上フーシェ委員会における政治同盟交渉に終止符が打たれたのである。

さて、一九六二年の初頭、フランスが態度を硬化させたのは何故であつたのか。これに関連して、二つの問題が提起される。<sup>(63)</sup> 第一に、なぜ態度の硬化が起きたのか? 第二に、この変化で、フーシェプランは實質的に終了したのだろうか?

第一の問題に關し、第二次フーシェプランに対するドゴールの動機についてストゥは二つの仮説を述べている。<sup>(64)</sup> 第一に、クープとフランス外務省官僚との間の確執の存在である。クープがドゴールの指示は決定的でフランス外務省はそれに追従しなければならぬと考へていたのに対し、ドゴールの考へでは他国から受け入れられないことを理解していたフランス外務省は、エリゼ宮に対しフーシェを介して他のEEC諸国の不安を通知させようとした。すなわち、第二次フーシェプランの発表は、

大統領による官僚に対する統制の含意があった。第二の仮説は、アルジェリアの情勢が根本的に改善されたことである。アルジェリア問題の解決は、ドゴールに対外交渉の大幅な自由を与えることを意味するばかりでなく、アルジェリア駐在のフランス軍の帰還によって NATO 再改革、ヨーロッパ防衛を切迫した問題へと転換させるものであった。

フーシェ委員会にて審議された政治同盟構想は、結局六ヶ国の意思が一致することはなかった。以後、ヨーロッパ政治同盟に関わる交渉は独仏二国間に議場を移すことになった。フーシェプランを通じその争点は、イギリス先決事項、政治同盟の性格の二点に収斂していたのだが、それはこの時期に現れたヨーロッパ政治統合の進展が——それが二カ国であれ、六カ国であれ、それ以上であれ——政治同盟内部の機構化のヴィジョンのみならず、政治同盟そのものと外部との関係——つまり西ヨーロッパとアメリカとの関係——に関するヴィジョンを同時に議論する必要があつたからに他ならない。故にこの争点は独仏二国間交渉においても執拗に底流を流れ続けるのである。六カ国の解決と二カ国解決という選択肢は、どちらを選んでもこの争点を解決しないという意味で、実は無意味であつた。実際の所、二月一五日のアデナウアー—ドゴール会談において、その

場で政治同盟の独仏二国間提携が議題に上つた形跡はない。しかしフーシェプランが失敗に帰したその直後に、既にドゴールはアデナウアーをフランスに公式に招待することを考えていた<sup>(66)</sup>。そしてわずか九日後、ドゴールはアデナウアーに対しフランスへの公式訪問の招待を発表するのである。

フーシェプラン交渉を中心とした政治同盟問題において、独仏間関係は時を追うごとに協調の方向に向かつていったといえる。但し、それは防衛問題に触れないという条件を付さなければ成立し得ないものであった。さらに、何よりアデナウアーを中心とした BRD 指導部が政治同盟を支持したのは、より大きな枠として、アメリカのヨーロッパへの関与の弱化を逆流させることを、より小さな枠として、政治同盟によって BRD の国際政治への発言力増加という実利的な利点を見出していたからに他ならない<sup>(67)</sup>。したがってアデナウアーは、アメリカと他の EC 諸国双方の不安を招かないよう慎重にフランスとの合意を進めていった。ドイツ側が再三再四、政治同盟は経済三共同体と大西洋同盟の両方と両立することを、条約案の文言の中に盛り込むよう要求したのはこのような背景があつたからである。

ヨーロッパ政策における独仏間の協調は、以上のように、「独仏枢軸」のイメージで語られるほど強固なものではなかつ

た。独仏間の場に移された政治同盟問題が、エリゼ条約として結晶したならば、本説で触れた問題を独仏は解決したのでらうか？ エリゼ条約締結に至る過程を扱う前に、独仏がヨーロッパ政策から切り離れた問題、すなわち主にベルリン問題・対米政策として顕在化する、核戦略を含む防衛・安全保障問題を次節にて説明する。

- (1) Soutou, *L'alliance*, p.176.
  - (2) A. Bd4, pp.80-85.
  - (3) アデナウアーの考えでは「国家連合」の言葉では想定される以上の期待を抱かせるため、この言葉の使用は不適切であると主張した。トゴールも認めるとおり、「国家連合」とは一つの政治体を意味するものではなく、各国の政府が集まって協議する国家間提携を実現することにすぎない。 *Ibid.*
  - (4) 一九六〇年八月六日の外務省間対談の合意点と参照せよ。 DDF, 1960-II, doc.67.
  - (5) 提案された会談のレベルとそれぞれが取り扱う対象については以下の通り。
- 政府首脳の定期的会談 …… 政治的原理問題について  
 外相 …… 目下継続中の政治問題に

ついて

文化・情報担当閣僚 …… 共通で具体的な任務に取りかかる必要性あり  
 経済担当閣僚 …… 経済問題については既にECの枠内で取り扱われているので、必要なし

- (6) BDFD, Nr.281, IBA, B 136, Bd.20551
- (7) *Ibid.*, pp.846-848.
- (8) オランダは戦後一貫してヨーロッパ統合へのイギリスの関与を熱望する姿勢を取り続けていた。この時期のオランダのヨーロッパ政策については Bernard Bouwman, "... Longing for London": The Netherlands and the Political Cooperation Initiative, 1959-62", in Deighton (ed.), *Building Postwar Europe*.
- (9) BDFD, Nr.281, p.849.
- (10) *Ibid.*
- (11) 公表されたロミュニケのテキストについては EA, 1961, Folge 5, D128-D129.
- (12) これ以外の合意点として、従前には EURATOM の枠内で話し合われてきたヨーロッパ大学を、首脳会談の文化的提携に基づきフイレンツェに設置することが議決された。
- (13) フランス元デンマーク大使。一九六二年三月のエヴィアン協定成立に伴いアルジェリアに転出した。

- (14) 実際にフーシェが委員長に指名されるのは九月七日のことであり、それ以前は単に「研究委員会」ないしは「専門委員会」と呼ばれていた。名称の混乱と煩雑を避けるため、以降「フーシェ委員会」の呼称を使用する。
- (15) De Gaulle, *Mémoires d'espoir*, p.207.
- (16) フランスのロミュニケ草案については LNC, 1961-1963, pp.39-41. 公表されたロミュニケのテクストについては EA, 1961, Folges, D128-D129.
- (17) Cf. 小林正英「欧州統合過程におけるベネルクス三国外交—フーシェプランを中心として」『法学政治学論究』第二七号、一九九五年。フーシェプラン交渉の詳細については以下を参照。DDF, 1961-II, doc.145; doc.173; doc.227; Robert Bloes, *Le "plan Foucher" et le problème de l'Europe politique* (Bruges: Collège d'Europe, 1970); Susanne J. Bodenheimer, *Political union: a microcosm of European politics 1960-1966* (Leiden: A. W. Sijhoff, 1967); Alessandro Sili, *Europe's Political Puzzle: A Study of the Foucher Negotiations and the 1963 Veto* (Cambridge: Center for International Affairs, Harvard Univ., 1967); Soutou, "De Gaulle et plan Foucher"; Stelandre, "Les négociations Foucher".
- (18) Soutou, *L'alliance*, pp.176-179.
- (19) *Ibid.*, pp.176ff.
- (20) LNC, 1961-1963, p.76.
- (21) *Ibid.*
- (22) Osterheld, "Ich gehe nicht leichten Herzens", p.20.
- (23) LNC, 1961-1963, p.49.
- (24) 五月一九日は本来 EEC 首脳会談が開催され、引き続き独仏首脳会談が執り行われる予定だったが、フーシェ委員会の交渉で何の合意も得られなかったため、EEC 会談は延期されることになった。
- (25) 内容については BDFD, Nr.282. [BA, NL, Blankenhorn, Bd.113, Bl.124-127]; Blankenhorn, *Versäändnis*, p.404.
- (26) Seydoux, *Beiderseits des Rheins*, p.263. 無論これはフランスの視点であって、クステラーの回想によると、ドゴールは「無愛想」な態度を取り続けていたという。Kusterer, *Kanzler und General*, pp.186f.
- (27) A. Bd4., pp.101-103.
- (28) ヘルリン危機と独仏間関係については本章第二節参照。
- (29) Ziebur, *Die deutsch-französischen Beziehungen*, pp.137ff.
- (30) 第一章第二節第三款を参照。
- (31) BDFD, Nr.282.
- (32) DDF, 1961-II, doc.36; doc.47.
- (33) この時オランダはフランスの要求に応じてヨーロッパ防衛についての討議を EEC 首脳会談の議事日程に載せることを容認した。その代わりフランスは、イギリスとの協議の組織化推進というオランダの要求を WEU の枠

- 内で考慮に入れることに応じた。さらにオランダはNATOの構造および戦略を協議の対象から除外することも条件に入れていた。 *Ibid.*, doc.47; Sijf, *op.cit.*, p.10.
- (34) Sijf, *op.cit.*, Appendix2に収録
- (35) バリ会談からボン会談までのヘネルクス協調の形成の動向については、小林、前掲、pp.558f; Stelandre, “Benelux, l’Europe politique et les négociations Foucher”, pp79f.
- (36) テナストはSijf, *op.cit.*, Appendix1に収録
- (37) *Le Monde*, 30/Jullet/1961.
- (38) BDFD, Nr.285.[BA, NL, Blankenhorn, Bd.116, Bl.82-86]
- (39) Soutou, *L’alliance*, p.187.
- (40) LNC, 1961-1963, p.76.
- (41) *Ibid.*, pp.107f.
- (42) DDF, 1961-II, doc.47.
- (43) *Ibid.*, doc.145.
- (44) テナストのこぼれ Richard Vaughan (ed.), *Postwar Integration in Europe* (London: Edward Arnold, 1976), pp.173-178.
- (45) Vaïsse, “De Gaulle, l’Italie et le projet d’union politique européenne, 1958-1963”, in *Revue d’histoire moderne et contemporaine*, 42 (octobre-décembre 1995), p.663.
- (46) EA, 1961, D471-D473.
- (47) 十一月一日のフーシェ会合にて、スパークが表明す
- ⇨ DDF, 1961-II, doc.173.
- (48) *Ibid.*
- (49) *Ibid.*, doc.227.
- (50) Sijf, *op.cit.*, Appendix4.
- (51) Soutou, “Général de Gaulle et plan Foucher”, pp.762.
- (52) Debré, *op.cit.*, p.440.
- (53) LNC, 1961-1963, pp.196f.
- (54) Soutou, “Général de Gaulle et plan Foucher”, pp.762f.
- (55) Debré, *op.cit.*, p.440.
- (56) 小林、前掲。
- (57) Osterheld, *op.cit.*, p.97.
- (58) 六二年二月九日、ドゴールはボン大使セイデュにアデナウアーとの会談を設定するよう書簡で指示した。ドゴールはこの会談には何の儀礼・儀式も不要、個人的会談で済むことを強調している。LNC, 1961-1963, p.206.
- (59) *Ibid.*
- (60) *Ibid.*, pp.212f.
- (61) 一九六二年三月二四日のドゴールのアデナウアーへの書簡 *ibid.*, pp.211f.
- (62) Cf. Soutou, *L’alliance*; Vaïsse, *Grandeur*.
- (63) Vaïsse, “De Gaulle, l’Italie”, p.664.
- (64) Soutou, *L’alliance*, p.426.
- (65) DDF, 1962, Tome 1, doc.55, フウジは独仏両国のヨーロッパ

ロツバ政策の一致が確認されるに止まった。

(66) Blankenhorn, *op. cit.*, p.426.

(67) 例えは一九六一年二月一〇日のパリ会談でのアデナウアーの発言を参照。

## 第二節 ベルリンの壁と戦略転換

一九六一年一月、アメリカにケネディ (John F. Kennedy) 新政権が誕生する。ケネディ政権はアイゼンハワー時代の政策を一定程度継続させた後、その独自の政策を打ち出した。<sup>(1)</sup> これから見ると、このケネディ政権の新政策は独仏両国に対し決定的な影響を与え、それは米仏関係並びに米独関係の危機をもたらした。結論を先取りするならば、ケネディの政策は独仏を互いに歩み寄せ、この接近はエリゼ条約締結の要因の一つとなった。<sup>(2)</sup> ケネディのヨーロッパ政策の二つの柱、すなわち一九六一年七月四日のフィラデルフィア演説で表明した「大西洋パートナーシップ」構想、いわゆる「グラランドデザイン」と、それに不可分に結びついた新軍事戦略、「柔軟反応戦略」こそ、独仏間のそして米一独仏間の政策の結節点であった。

### (a) ベルリン危機と戦略転換

ケネディが政権に就任したことに對し、アメリカ新政権のベルリン危機に對する政策について、アデナウアーは一定の希望的観測を抱いていた。<sup>(3)</sup> しかしそれは幻想と言うべきものであつたらう。アイゼンハワー時代からアメリカのソ連に對する譲歩姿勢をアデナウアーは見取つていた。ケネディ政権の特使としてベルリンを訪れていた國務次官補ハリマン (Averell Harriman) は、一九六一年三月八日に当地にて、ケネディ政権はベルリン危機に對するソ連との従前の交渉を白紙に戻し、モスクワとの交渉を「一から始める」用意があることをドイツ側に表明した。<sup>(4)</sup> 四日後の一二日、國務次官ボウルズ (Chester Bowles) はワシントンにて同様の演説を行ない、ケネディ政権はソ連との交渉可能性を探ることをソ連に對し、また同盟国に對しても明確に打ち出したのである。<sup>(5)</sup>

このようにアメリカが外交交渉をベルリン危機対処政策のオプションとして取るこそ、ケネディ政権の新政策のもう一つの柱、柔軟反応戦略の反映であつた。一九五八年にアメリカ政府が採用した NSC 803<sup>(6)</sup> は、大量報復戦略に基づき、ベルリンへのアクセスが妨害された場合核攻撃をソ連に對し行なうことを想定していた。しかしアイゼンハワー政権が、ソ連の侵略

可能性を信じていたかどうかは相当の議論の余地がある。これとは対照的に、ケネディ政権は「アメリカが関与しない程度の限定的な侵略可能性」を最初から想定した政策に転換したのである。柔軟反応戦略においては、ベルリン封鎖から始まるソ連の侵攻に対し、外交的圧力と核攻撃可能性の計算を行いながら、徐々に規模を拡大しながら対処する。したがってソ連侵攻に対する「自動的な」核報復攻撃は実施されない。さらに反撃の第一段階が通常兵器・非核兵器であることを考えれば、実質的に核先制攻撃の可能性さえも放棄することを意味していた。大量報復戦略の硬直性と非現実性の批判を受けてアイゼンハワー政権の後半には戦略転換が試みられ、柔軟反応戦略の起源は一九五七年にまで遡る。しかしそれがアメリカの公式の政策として採用されるにはケネディ政権以降のことになる。

一九六一年二月二十七日、ワシントン「イブニングスター」紙は、アメリカ政府が大量報復戦略を放棄して「柔軟に反応すること」、そのために同盟国、別けてもBRDに対して通常戦力の強化を求めることを報じた。これは国務長官ラスク(Douglass Rusk)によってリークされた<sup>(8)</sup>、ケネディ政権の揚げた観測気球であった。シュトラウスの猛反対を受け、ラスクの情報は公式には否定されたが、柔軟反応戦略はもはや既定路線であった。

このようなアイディアに基づく新ベルリン危機対処政策(ベルリン危機が紛争に転じた場合のアメリカが取る軍事行動指針)が一九六一年一月三日に正式にアメリカの政策として採用される。柔軟反応戦略はベルリン危機の対策の中で発展し洗練されて誕生したものであった<sup>(10)</sup>。

他方、新戦略には経済的な含意があった。ケネディ政権の焦点をベルリンから大陸ヨーロッパに拡大すると、その視界にはドゴールの政治同盟プロジェクトとEECの進める共通市場が映っていた。ケネディはフーシェブラン交渉が崩壊したのを見計らうかのように、アデナウアーがフランスを訪れていた最中の一九六二年七月四日、フィラデルフィアで行なわれた独立記念演説にて「大西洋パートナーシップ」構想を打ち出した。ケネディは共通市場が閉鎖的な関税同盟に転換することを懸念し、ケネディラウンドを利用してヨーロッパ市場のアメリカへの開放を要求した。さらにアメリカの軍事費軽減のために、柔軟反応戦略の論理的帰結である通常兵力の増強に伴う支出負担を同盟国に対し求めた。すなわちケネディが大西洋パートナーシップの中で言及した「対等な関係」は、経済関係に限られたのである。「対等なパートナーシップ」という大西洋共同体は、実はバードンシエアリングに他ならなかった<sup>(12)</sup>。

他方ケネディのグラントデザインは、ドゴールが推進する「ヨーロッパ人によるヨーロッパ」構想と対立し、それを再問題化するものであった。というのも、ケネディはイギリスの共通市場加盟を支持し、それによりケネディのグラントデザインは、多角的核戦力 Multilateral Force (以下MLFと略記)<sup>(13)</sup>で軍事的に統合し、経済的に米欧間が相互依存し、政治的にアメリカがリーダーシップを取ることで完成に至るものであった。これに対しドゴールの政策構造は、軍事的にはNATOから離脱して独自の核戦力を装備し、経済的にはイギリスの共通市場加盟を拒否し、政治的には対等にアメリカと接する、フランスを筆頭としたヨーロッパの構築であったからである。そのどれもがアメリカ(ならびに既存のヨーロッパ)の政治構造に対する「挑戦」<sup>(14)</sup>であった。

### (b) ベルリンの壁構築と米仏独関係

以上のような柔軟反応戦略に加え、アメリカの対ドイツ政策の焦点はベルリン交渉であった。一九六一年四月一二日にアデナウアーとケネディが初めての会談<sup>(15)</sup>を行なったときから、両政策に関する独米間の意思の相違は顕在化していた。アデナウアーはNATOについて、「NATOはゆっくりと壊死の方向に進

んでいる」と訴え、NATOの強化と政治的団結を要求した。<sup>(16)</sup>別けてもNATO、取分けベルリンに対する法的責任を有する英米仏の三ヶ国がベルリンの安全保障を行なう責任があるとするドイツ側の主張に対し、アメリカは冷淡な姿勢を隠さなかった。<sup>(17)</sup>また同会談においてケネディはベルリンの法的地位の知識<sup>(18)</sup>不足を露呈し、さらにアデナウアーが決して受け入れることのできないソ連とDDRとの分離平和条約の締結の可能性をアデナウアー自身に尋ねたのである。アデナウアーはこの会談を通じて、ケネディがソ連との交渉に積極的であり且つ楽観的過ぎることを感じざるを得なかつた。<sup>(20)</sup>

そしてケネディは六月にフルシチョフとウィーンで首脳会談を行なった。しかしそこでケネディはフルシチョフから新たな最後通牒を突き付けられ、最終的に両者間に建設的合意は何一つ生まれなかつた。ケネディは七月二五日にテレビ演説を行ない、そこでベルリンに関するもつとも重要なアメリカの利害を示した。演説内容の草稿にあたる報告において、それは以下の四点にまとめられた。<sup>(21)</sup>

- ① 西ベルリンにおける西側兵力の駐留と安全保障。
- ② 西ベルリンの安全保障と生存可能性。
- ③ 西ベルリンへの物理的アクセス権。

④東側からの侵攻に対するBRDの安全保障。

言い換えるなら、西ベルリンの法的地位の現状維持、西ベルリンへの交通権の確保、西ベルリン駐留軍ブレゼンスの継続の三点が侵されないかぎり、それは西側への決定的侵害にはならない、との見解が示されたのである。ケネディが保持しようとしていたのは西ドイツではなく、ドイツでもなく、ましてベルリンでもなく、西ベルリンであった。

実際のところ七月に入ってもアメリカは、危機が頂点に達してもケネディが表明していた妥協をする用意があつた。<sup>(22)</sup> アデナウアーとケネディの間に一致点はないままに八月一三日の日曜日が訪れた。東側によるベルリンの壁建設の一報が当時の西ベルリン市長だったブランド(Willy Brandt)に伝えられたとき、彼はニュルンベルクからキールへ向かう夜行列車で仮眠中であつた。ブランドは、来たる九月の連邦議会選挙に向けた選挙遊説の予定を急遽取り消してベルリンに急行したのに対し、アデナウアーは日曜日のミサに行き、予定通りの選挙遊説を行った。一四日にはボンにて、さらに翌日にはワシントンで西側四カ国による大使級会談が開かれたが、ドイツ代表が何らかの対抗措置を迫つたのに対して、アメリカの反応は鈍かつた。<sup>(23)</sup> ラスク國務長官は、この壁建設が西ベルリンに対する直接の脅威にはな

らないとさえ考え、<sup>(24)</sup> ケネディは、東西交渉の有利な取引材料の発生を考えていたに過ぎない。<sup>(25)</sup> 東側による壁建設は、ケネディが示した要件を侵してはいなかつた。東側が引き起こしたこの一連の事態に対して、まさに「西側は何もしなかつた」。<sup>(26)</sup>

ケネディは壁構築後のベルリン政策として、改めてソ連と交渉を行なうことを八月二一日に決定する。<sup>(27)</sup> これに対し駐米西独大使グレーヴェ(Wilhelm Grewe)はBRD政府の不安を強調し、<sup>(28)</sup> 西ドイツ並びに西ベルリンの士気を高める措置を執るよう訴え、アデナウアーは同月二十九日ケネディに書簡を送付し、「ソ連との交渉を主導することは西側の弱さを示す」と主張し<sup>(29)</sup> した。しかし翌三〇日にケネディは範囲を限定することなくソ連と交渉を行なうことを発表し、<sup>(30)</sup> 同時に第一次ベルリン危機の際米軍のベルリン空輸作戦の責任者で、西ベルリン市民にとつては往年の英雄だったクレイ(Lucius Clay) 將軍を、特使として西ベルリンに派遣することを決定した。ケネディ政権が想定していたその際の交渉件は、明らかにこれまでのドイツの外交政策と対立するものであつた。すなわち…

①オーデルナイセ線を西ドイツのかつ西側同盟の最終的な国境線として確定。

②DDRを現在東部ドイツを管理する政府として認知。

③再統一は両ドイツ政府の討議によつてのみ可能であるといふ合意。

④ドイツにおける非核地域の設定を含めた、ワルシャワ条約機構ならびにNATOによる両ドイツの相互的安全保障確保についての討議。<sup>(31)</sup>

九月二日にクレイと会談したアデナウアーは、この四項目のソ連との交渉与件を宣告された。第一次ベルリン危機の英雄であつたクレイからこのアメリカの妥協姿勢が説明されたことは、大きな重みをもつて受けとめられた。歴史的時代としての、そして国際政治上の構造としての冷戦の最大の象徴となつたベルリンの壁構築にもかかわらず、ケネディ政権はソ連との妥協を探る試みを放棄することはなかつた。

他方、ベルリン危機に対するフランスの態度はほぼ一貫して対ソ強硬であり対BRD支持であつた。<sup>(32)</sup> 実際独仏の連帯の動きはベルリン危機が議事日程に上がった直後のクロイツナッハ会谈で内外に示されていた。<sup>(34)</sup> しかし、ベルリンは全体として連合国四ヶ国（英米仏ソ）によつて共同管理下にあるというベルリンの法的地位を再問題化することは、ドゴールにとつて妥協不可能であつた。何故ならドゴールにはBRDの西側の地位が完全であるとは考えていなかったからである。ドゴールは、「も

し我々がベルリンに関する権限を放棄すれば、西ドイツはソ連の方に頼ることとなり、「西側」同盟は崩壊する」と考へていた。<sup>(35)</sup> さらにクープも、「我々の考へは、完全にBRDをより密接に西側に結びつけることに条件付けられる。何故なら、ドイツを中立化することは非常に危険だからだ」との認識を示すのであつた。<sup>(36)</sup> すなわちドゴールにはベルリンにおける西側の妥協はヨーロッパのバランスを崩壊させ、結果フランスの安全保障の重大な侵害を招くものという認識があつた。<sup>(37)</sup> 但し、ベルリンの壁構築後の対ソ政策に関しては、ドゴールは、西ドイツのそれとは異なりソ連との交渉を進めるのに吝かではなかつた。<sup>(38)</sup>

ベルリンの壁構築の影響は、BRDの政治家にとつて極めて分かりやすい形で九月に表れた。連邦議会総選挙の結果、CDUは第一党の座を保持しながらも、CSUの獲得議席数を併せても議席の絶対多数を失つた。CDU/CSUは政権維持のために議会内連合の必要性に迫られることになつた。ベルリン危機の勝利者は、この時連合交渉のキャスティンクポートを握つたFDPであつた。<sup>(39)</sup> かねてよりアデナウアーの外交政策を疑問視していたFDPは、連立参加の条件としてブレントナーの解任を要求した。最終的にFDPはこの要求を撤回するが、事態の混乱を恐れたブレントナーは一〇月三〇日外相を辞任する。

後任は親英米のシュレーダー (Gerhard Schröder) であった。

シュレーダー個人は、積極的にイギリスの EEC 加盟に賛成し、かつアデナウアーをフランスから切り離すことを目論んでいた。<sup>(40)</sup> アデナウアーの忠実な側近であり党内の議会会派とのパイプ役を果たしていたブレンターノを失ったアデナウアーは、以後閣内においても、前任者と比べれば独自の路線を追求した外相の存在のため、外交へのアデナウアーの影響力が弱体化し、議会との関係においても孤立化の傾向を帯びるようになる。<sup>(41)</sup> さらにアデナウアーは FDP との覚書で、政権の任期内の辞任を約束した。したがってアデナウアーは任期四年内の「適当な時期に」現蔵相エアハルト (Ludwig Erhard) に政権を譲ることを表明せざるをえなかった。新たに組閣されたアデナウアー政権は始めからその終わりを告げられながら発足した。

### (c) 柔軟反応戦略に対する独仏の反応

斯くの如くベルリン交渉を巡ってドイツはアメリカへの不信感を深め、フランスは実質的な裏付けを欠きながらもドイツを支持した。ここにおける独仏両国の接近に加え、既述したように、ベルリン危機と不可分に結びついた柔軟反応戦略に対する反応としての独仏両国間の接近が存在する。しかしその接近は、

以下に見るように、本質的な矛盾を孕んだものであった。

上述したように徐々にアメリカの新戦略として形成された柔軟反応戦略は、一九六二年五月六日にアテネで開催されていた NATO 委員会の席上で、アメリカ国防長官マクナマラ (Robert McNamara) によって各国に対し公式に表明された。このアメリカ新戦略はフランスとドイツの間に大きな不安を共有させることになった。柔軟反応戦略は、単に大量報復戦略における核使用のハードルを高くしたものではない。二つの戦略の質的相違は、何よりその戦略が想定する戦争状態の差である。<sup>(42)</sup> 柔軟反応戦略が想定するのは限定された、管理可能な核戦争である。<sup>(43)</sup> すなわち敵国市民の人口の大半に被害を与えずに、敵対兵力の破壊が可能な秩序だった状態である。<sup>(44)</sup> この柔軟反応戦略と MLF 構想は、共に指揮命令系統の中核をアメリカが掌握しつつも、プラン実行に伴うコストを同盟諸国に求めるといふ点で不可分の関係にあった。

柔軟反応戦略は独仏両国から非現実的と拒否され、かつ戦略を巡る両国接近に参与する結果を生むことになった。ドイツにとつては、柔軟反応戦略はアメリカの核攻撃保障を後退させ、ソ連への譲歩姿勢を生み、何よりもドイツ領内での限定核戦争の危険性を惹起するものであった。とはいえ、このような柔軟

「反応戦略に対する強硬な反対はシュトラウスとアデナウアーが中心となつて表明されたものであつた。<sup>(45)</sup>加えて、これまでに見たように、当時のアデナウアーの支持基盤の低下によりCDU内における柔軟反応戦略の支持者は実は少数派であつた。他方、エアハルト、シュレーダー、フォンハッセル(Kai-Uwe von Hassel)<sup>(46)</sup>といったCDU内の有力者は、この柔軟対応戦略について反対の態度を取らなかつた。それには二つの理由がある。第一に、彼らは同盟内において外交に関しても戦略的に関してもアメリカが供給する保障が最も信頼できると考えていたからである。第二に、現在までドイツ政府の実権を担つてきたアデナウアーやシュトラウスが進めてきた親フランス的な政策もしくは親ヨーロッパ的な政策への対抗軸としてアメリカ重視の政策を打ち出す必要があつたことである。このような考えを持つ人は、CDU内では多数派であり、<sup>(47)</sup>彼らは「アトランティカー」と呼ばれる。他方、アデナウアーやシュトラウスは親フランス的な政策を取つていたとして「ドイツゴースト」と呼ばれる。実際、後述のとおり、シュトラウスは柔軟反応戦略にもMLF構想にも反対し、独仏核提携の道を探るのである。

ケネディ政権が打ち出した核拡散防止政策とも連動したこの新戦略は、核を持つものと持たざるものの区別をより大きく広

げるものであつた。<sup>(48)</sup>なぜなら柔軟反応戦略においては、管理可能な核戦争の存在を想定しているため、極めてデリケートな対ソ交渉と核使用決定が必要となる。したがつて同盟内に使用可能な核兵器の系統が複数存在することは兵棋上の不合理な要因を招くことを意味していた。マクナマラはアテネでの演説で、「同盟は……とりわけ敵に対しての報復的反撃に関する立案・決定過程・司令を統合することが一層重要となる<sup>(49)</sup>」と述べ、同盟国が各国で核反撃に出ることの危険性を明言した。その想定国には無論イギリスも含まれていたが、主要な問題はフランスにあつた。すなわち柔軟反応戦略はフランスにとつて独自の核戦力の存在を正面から否定する理論であつたのである。ここにおいてアメリカの戦略とフランスの三頭体制論は理論的に対立するものへと転化し、ドゴールの戦略とアメリカの戦略との対立は不可避のものとなつた。このマクナマラ演説により、米仏関係の離反は決定的なものとなつたのである。この戦略転換はフランスにとつてドイツへ接近する道に向かわせる転轍器となつた。しかしながら他方、第一章で触れた一九六〇年七月のドブレ発言が、フランスの一つの本音を示していた。フランスの核政策は柔軟反応戦略の精緻化と同じく、核の保有国―非保有国の差を強調するものであつたのである。<sup>(50)</sup>

独仏が最も接近した一九六二年、独仏間の核提携が試みられた。一九六二年一月三日シユトラウスとメスマルが会合を持ち、シユトラウスは、ドイツがフランスに対し資金援助を行ない、その対価としてドイツが使える核弾頭をフランス領内に備蓄する計画を提案した。<sup>(51)</sup>これは「戦時にはドイツの兵器としてもフランスの兵器としても使用できる核兵器を、フランス領内で、そしてフランスの手で」製造することを目的とするものだった。しかしメスマルは、フランス国内ではこの提案は受け入れられないであろうことを隠さなかった。さらに一九六二年一月三日、再度メスマルシユトラウス会談が執り行われた。しかし依然メスマルの反応は消極的で、シユトラウスは失望する。曰く、「フランスは、ドイツの利となるように、アメリカの軍事的保障の肩代わりをする能力も意思もない」、「西ドイツとしては、もはやアメリカの方を向いて核兵器を獲得し、NATOの核戦力保有に至ることしか道は残されていない」。<sup>(52)</sup>

この問題は実際ワシントンでも取り上げられ、独仏核提携が不安視された。実際にはフランスはドイツ案を拒否していたが、MLF構想によってこの独仏核共謀を阻害するために実行が急がれた。<sup>(53)</sup>MLF構想は、アメリカ核戦力に対する英独仏伊のアクセス権を保障し、結果的にヨーロッパ独自の核戦力を創出す

るノースアトッドプラン<sup>(54)</sup>に対するアメリカ政権内からの対案であった。ノースアトッドプランでは、BRDに過度の長距離核ミサイル使用のアクセスを与えることになり、米ソ対立の激化とひいては米仏関係の摩擦に繋がりがかねないものであった。<sup>(55)</sup>それに対しMLF構想では、まずポラリス潜水艦隊をアメリカがNATOに提供し、アメリカの戦略ミサイルを一定数SAUCUERに委任し、そのうえで海軍を基盤とした真に多角的な核戦力の創出を目的とするものであった。しかしミサイル使用の決定についてはNATO委員会の決定に委ねられるが、その決定にはアメリカ大統領の同意が必要とされたのである。<sup>(56)</sup>

たしかにMLF構想はヨーロッパ統合観に対応したNATO軍事統合の表れであり、フランス以外のNATO国家は総じて賛成の態度を取った。しかしその一方で、MLFには核不保持のNATO諸国の核保有欲望を充足させる目的があった。特に想定対象にあったのがBRDだった。<sup>(57)</sup>他方フランスに対しては、加速するアメリカからの核独立を阻止し、ドゴールの提唱する三頭体制を諦めさせるべきものだった。しかるにアメリカ大使ギャヴィン(James M. Gavin)からMLFの意味を説明されたドゴールは、それでBRDを満足させるには何の不都合もないと表明する一方で、MLFは使用する兵器がアメリカのもので

ある以上多国的戦力 (multi-national force) ではないと指摘する<sup>(59)</sup>。このドゴールの表現はあいまいだった。何故ならフランスはMLFに直接反対せず、加入する意思が存在することを暗示する一方、それがフランスの独自の抑止力創出を妨げるものとはならないことを示していたからである。実際ドゴールは六二年一月一日付けのケネディへの書簡にて、「西側の核兵器を組み合わせた使用を組織化するべき時が来た」と述べ、フランスの核戦力を西側自由世界のために使用してもよい、との姿勢を表わしている。

しかしこの一九五八年から続いている三頭体制路線を反映したドゴールの核戦略は、既述したように、アメリカの柔軟反応戦略によって実現化する可能性を著しく低減することになった。しかし以後もドゴールは、アメリカから自立した核戦力の創出という当初からの目的を放棄することなくNATO問題ならびに核戦略問題において独米と接し、一九六六年にNATO軍事機構からフランスは脱退する。エリゼ条約においても、核についての規定は巧妙に回避されている。ドゴールはアメリカに対し自国の核兵器へのアクセスの保障を拒否したのと同様、BRDからのアクセスを保障するつもりもなかった<sup>(60)</sup>。一九五八年からのNATO改革問題を引き継ぐ争点であったMLF問題にお

いても、それは独仏間の最も離反した議題であり続けた。而して独仏間核提携の試みが失敗に帰したのが暗示するが如く、ドイツの核野望を充足せしめるMLFに対し、独仏はまさしく同じ日時に正反対の態度を表明することになる。後で見るとこの核政策を巡る独仏の接近と断絶はエリゼ条約の成立要因でもあり同時に失敗要因でもあった。

戦略をめぐる独仏間に協調が持続できなかったのは、究極的には当時の独仏が取っていた外交路線の根本的な方向性の差異に求められるだろう。この本質的な相違点は結局は克服されることはなかった。ドゴールは、単純化して言えば、西ドイツに対して、アメリカを捨てフランスを選ぶように迫り、ドイツはフランスともアメリカとも選ぶつもりはなかった。アデナウアーにとつて、アメリカかフランスかを「選ぶなければならない」状況は回避しなければならなかった。この(核)戦略の領域における独仏協調は常に一時的であり、本質的に矛盾するものであったのである。

(1) アイゼンハワー政権からケネディ政権への外交政策の継続と変化については本稿の射程外の主題であるが、本論に関係する限りで極めて簡略にまとめれば、継続性に

- ついでにはアイゼンハワー政権後期から顕在化していった大量報復戦略の転換路線、変化については核兵器管理への積極的推進である。マイゼンハワー政権の外交政策に ついては Saki Dockrill, *Eisenhower's New Look Policy* (Basingstoke: Macmillan, 1996) を、またケネディ外交並びに六十年代のアメリカ外交については差し当たり以下を参照せよ。Thomas G. Paterson(ed.), *Kennedy's Quest for Victory: American Foreign Policy, 1961-1963* (Oxford: Oxford Univ. Pr., 1989); Thomas Alain Schwartz, "Victories and Defeats in the Long Twilight Struggle: The United States and Western Europe in the 1960s," in Diane Kunz(ed.), *The Diplomacy of the Crucial Decade* (N. Y.: Columbia Univ. Pr., 1994); 倉科一希「ケネディ政権の対西独政策と冷戦一九六一年ベルリン危機を中心に」『一橋論叢』第一一九巻、第一号(平成一〇年)。
- (2) 特にこの要因を重視するものとして Soutou, "gemainsame Front". しかし、アメリカの視点に立った研究ではこの観点は支配的であることに注意。Kissinger, *Troubled Partnership*; Kostigliora, "The Failed Design"; Mayer, *Adenauer and Kennedy*; Winand, *US-European Relationships*.
- (3) 一九六一年二月九日のドゴールとの対談。 Cf. BDFD, Nr.280.
- (4) FRUS, 1961-62, Vol.14 [henceforth FRUS14], Doc.9, p.22.
- (5) Mayer, *op.cit.*, p.21.
- (6) FRUS9, Doc.263.
- (7) David N. Schwartz, *NATO's Nuclear Dilemmas* (Washington D.C.: Brookings Institution, 1983), chap.6.
- (8) Mayer, *op.cit.*, p.21.
- (9) NASAM [National Security Action Memorandum] No.109. FRUS14, pp.521-523.
- (10) Schake, *op.cit.*, p.71.
- (11) 『世界週報』一九六二年七月二十四日号に日本語訳の全文が収録。
- (12) Winand, *op.cit.*, p.11f.
- (13) MLFは、NATOのヨーロッパ加盟国に対しヨーロッパ独自の核戦力保有を計画する構想であり、正式にはケネディが一九六一年に提案する。このヨーロッパに独自の核戦力を保持させる類似の構想は数多くあり、それはソ連の核攻撃がヨーロッパのみに及び北米に及ばなかったときアメリカは西ヨーロッパの防衛にコミットしないのではないかと、という西欧諸国の憂慮から生まれたものであった。第一章第二節で触れたノースタッド案もその一つである。ノースタッド案はアイゼンハワー政権時のMLF構想だが、ケネディ政権のそれとは最終的な核使用に際しアメリカ大統領の同意が不要という点が決定的に異なる。ケネディが提案したMLF構想はヨーロッパ

- 諸国にとつては後述した内容であった。MLF構想自体は第三章で見るようにトゴールの全面的拒否にあうなどして、ジョンソン政権期には撤回される。Cf. Heuser, *NATO, Britain...; Schwartz, Dilemmas*.
- (14) Conze, *Die gaulische Herusforderung*.
- (15) 内容に関しては A. Bd4, pp.91-97; FRUS, 1961-63, Vol.13 [henceforth FRUS13], Doc.98; FRUS14, Doc.17.
- (16) A. Bd4, p.93; FRUS13, Doc.98, p.274.
- (17) FRUS14, Doc.17.
- (18) 一九四五年六月五日の連合四ヶ国の声明によりドイツならびにベルリンは四ヶ国の共同管理に置かれた。その後英米仏による西側占領三地域は一九四八年に統合され、一九四九年の基本法制定を経て西ドイツとして独立し、一九五五年五月五日発効の「ドイツ連邦共和国における占領状態の終決に関する議定書」により占領状態を脱した。しかしながらベルリンに関しては西側三ヶ国は権利を留保しており、また同様にソ連もベルリンに対する権利を放棄していないため、当時的にはベルリンは依然四ヶ国による共同管理下にあった。
- (19) FRUS14, Doc.17
- (20) A. Bd4, pp.94-98. 取分けケネディが樂觀視していたのは核軍縮交渉であった。実際米ソは一九六三年に部分的核実験停止条約に合意する。しかし米ソ間の核軍縮交渉は、核兵器と冷戦構造という別の大きな問題と密接に関わる問題であり、ここでは取り扱わない。米ソ両国がこの核軍縮交渉を成功に導くことによって、冷戦状況の安定化につながった問題については以下の文献を参照。Conze, "Konfrontation und Détente: Überlegungen zur historischen Analyse des Ost-West-Konflikts", in *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte* [VfZ] 46, (2/1998); Trachtenberg, *A Constructed Peace*; Wenger, "Der lange Weg zur Stabilität: Kennedy, Chruschtschow und das gemeinsame Interesse der Supermächte am Status quo in Europa", in VfZ 46, (1/1998).
- (21) FRUS14, Doc.71.
- (22) Mayer, "Kennedy und Adenauer: Zur Geschichte der deutsch-amerikanischen Beziehungen in der sechziger Jahren", in *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 40 (4/1992).
- (23) FRUS14, Doc.106, 112; Mayer, *Adenauer and Kennedy*, p.43.
- (24) Mayer, *op.cit.*, p.43.
- (25) FRUS14, Doc.104.
- (26) *Der Bild*, 16/August/1961. オスターヘルトは以下のように回顧している「彼らが行なっているのは領土の併合だ、東ベルリンはゾーン「DDR」の一部ではない。ベルリンは全体として特別な地位にある。なぜ我々はフェンスを破らないのか？」Osterheld, *op.cit.*, p.51.

- (27) FRUS14, Doc.122.
- (28) *Ibid.*, Doc.130.
- (29) Mayer, *op.cit.*, p.47.
- (30) *Ibid.*
- (31) *Ibid.*
- (32) 壁構築直後の八月一九日ケネディは特使としてジョンソン副大統領とクレイをBRDに送る。しかしアデナウアーがジョンソンとともにベルリンに入ることがアメリカ側から拒否された経緯があった。九月のクレイとの会談は、アデナウアーが第四次内閣を成立させた後の最初のアメリカとの対話という意味があった。
- (33) Cyril Buffet, "La politique nucléaire de la France et la seconde crise de Berlin", in *Relations Internationales* 59, (automne 1989); Buffet, "De Gaulle et Berlin. Une certaine idée de l'Allemagne", in *Revue d'Allemagne*, 22 (1990). 但し) のような米仏間の認識の相違は、ドイツの再統一に対する態度の相違にも由来する。アメリカがドイツ再統一を自明の政策目標としていたのに対し、ドゴールはドイツ分断の現状を受け入れ速急な再統一を指向しなかった。彼の一九五九年三月二五日のオーデル・ナイゼ線答認演説を想起せよ。 Cf. Trachtenberg, *op.cit.*, p.268.
- (34) LNC 1958-1960, pp.204-206.
- (35) Buffet, "La politique nucléaire de la France", p.350.
- (36) Buffet, "De Gaulle et Berlin", p.532.
- (37) Buffet, "La politique nucléaire de la France", pp.350-355.
- (38) 壁構築直後のドゴールラスタク会談におけるドゴールの発言。FRUS14, Doc.100.
- (39) Andrew J. Nicholls, *The Bonn Republic: West German Democracy 1945-1990* (London: Longman, 1997), p.165. なおこの時の連合交渉の意義については網谷龍介(「転換」後のドイツ社会民主党)『国家学会雑誌』一一〇巻第五・六号(一九九七年)参照のこと。
- (40) Osterheld, *op.cit.*, p.130.
- (41) Gordon A. Craig, "Konrad Adenauer and his Diplomats", in Craig/Francis L. Loewenheim(eds.), *The Diplomats, 1939-1979* (Princeton: Princeton Univ. Pr., 1994), pp.201-227.
- (42) Schake, *op.cit.*, pp.70ff.
- (43) Souou, *L'alliance*, p.218.
- (44) マクナマラのアテネ演説より。Schwartz, *Dilemmas*, p.159.
- (45) Marcowitz, "L'attitude de la classe politique allemande face à la politique nucléaire et à la politique envers l'OTAN du général de Gaulle", in *Revue d'histoire diplomatique*, (21/1997); Schwartz, *Dilemmas*.
- (46) フォンハッセルはシユビーゲル事件を受けて国防相を辞任したシユトラウスの後任となる。当時の党内におけ

- るアデナウアーの影響力の弱体化と、閣僚内における親アメリカ勢力の一層の強化を示す一つの傍証といえよう。
- (47) Marcowitz, "L'attitude"; Schwartz, *Dilemmas*, pp. 167-170.
  - (48) Kocs, *Autonomy or Power?*, pp. 30ff.
  - (49) Schwartz, *Dilemmas*, p. 159.
  - (50) Kocs, *op.cit.*, pp. 30ff.
  - (51) Soutou, *L'alliance*, pp. 204ff.
  - (52) *Ibid.*
  - (53) FRUS13, Doc. 391.
  - (54) Schwartz, *Dilemmas*, pp. 75ff.; Steinhoff/Ponmerin, *Stra-  
tegiwechsel*, pp. 105ff.
  - (55) Schwartz, *Dilemmas*, p. 83.
  - (56) *Ibid.*
  - (57) FRUS13, Doc. 127.
  - (58) Soutou, *L'alliance*, p. 225.
  - (59) FRUS13, Doc. 127.
  - (60) Soutou, *L'alliance*, pp. 224ff.
  - (61) LNC, 1961-1963, p. 193.
  - (62) Ziebuta, *op.cit.*, p. 169.

### 第三章 友好条約?

斯くの如くヨーロッパ政策でも防衛政策でも対立を抱える独仏は、これから見るように、それでも協調を求めて交渉を重ねる。また四月一七日に第二次フーシェプランの棚上げが決定された後、九月の独仏会談を受け、独仏による二カ国的解決にドゴールは乗り出す<sup>(1)</sup>。しかし、彼はブランケンホルンにアデナウアーの公式訪問を要請する一方で、四月二〇日にはクープに対し、もう一度政治同盟に関する議題を取り上げないかぎりフーシェ委員会を開催してはならない、と指示するのである<sup>(2)</sup>。

ドゴールは四月二六日アデナウアーをフランス訪問に招待する。ドゴールにとってアデナウアー訪仏の招待は「我々両国の協調に至るよう努力し続けたあなた達の業績がいかにかりのものを知ったわが国民の真摯なる願い」<sup>(3)</sup>であって、彼は独仏間の協調を一層求める態度に出た。しかしそれは独仏固有の理由から成されるというより、「ドイツとフランスは極めて堅固に一致しなければならぬ。そうすることにより、誰もこの土地から利益をせしめようと考へなくなるだろう」<sup>(4)</sup>という、此迄に見たように、それ以外の理由が背後にあったのである。

(a) 相互公式訪問・独仏提携交渉の開始

アデナウアーの訪仏は一九六二年七月二日から八日に渡り、うち三日から五日までは首脳会談がパリにて開催され、ヨーロッパ政治同盟・NATO・核装備・独仏関係の四つの議題が取り上げられた。<sup>(5)</sup> 政治同盟政策について会談の冒頭から討議に付された議題は、独仏伊三者会談の続行であった。既に五月三〇日にカッターニがボンを訪れ、四月四日に彼がドゴールに提案した草案を引き続き検討した。しかし一定の合意を得た四月とは対照的にアデナウアーはカッターニ案に「うんざり」<sup>(6)</sup> だった。アデナウアーは、政治同盟が六ヶ国で解決される現実的な可能性を疑いはじめていた。アデナウアーはヨーロッパの政治同盟を推進するならば、より「小さな枠組み」<sup>(7)</sup> で、すなわち独仏の二国間で進める方向に傾いていった。それを決定付けるのが七月に控えたフランスへの公式訪問であった。しかるに七月三日の会談では、それでも状況打開のために、EEC首脳会談をローマで開催することが合意された。来るべきローマ会談でフーシェプランの根幹である政府首脳並びに閣僚級定期会談の実施が合意に至ることが期待されたのである。アデナウアーもドゴールもこの決定が為されることに対して不可能<sup>(8)</sup> とは思認してなかつた。またイギリスのEEC加盟問題については、イギリスの石

炭がBRD経済に重大な問題をもたらすという認識から、アデナウアーは慎重な姿勢を取っていた。しかしそれでもアデナウアーは全面的な否認の態度を取っていたわけではない。彼は現実にイギリスの共通市場加盟により現EEC国の経済への影響と共同体組織への影響を計った上で現実的な加盟可能性を考えていたのに対し、ドゴールにとつては「問題は大陸がイギリスに合わせるのか、イギリスが大陸に合わせるのか」であり、「いかなる場合でも共通市場は六ヶ国間で展開される」ものであった。<sup>(9)</sup>

翌四日の会談では残りのテーマが話し合われた。アデナウアーはNATOの改革必要性を言明し、西独のABC兵器(核兵器、生物兵器、化学兵器)製造禁止が規定された一九五四年のロンドン会議におけるダレスの、この禁止表明は「条約の拘束力につき」締結当時の事情に基本的な変更が生じないかぎり<sup>(10)</sup> のものである、との発言を挙げ、西独が核兵器製造に意欲を示していることを暗に訴えた。そしてソ連の脅威を喚起したうえで、独仏が共同して共産主義のヨーロッパの防波堤となる両国の緊密な結びつきを提案したのである。アデナウアーはその関係構築の第一段階として、ドゴールとアデナウアーが共産主義に関係するあらゆる出来事に関して、議会の枠外で「協議協定

「Konsultationsarrangement」<sup>(12)</sup>を行なうことを提案した。彼はこの協議協定を彼が政権の座にいる限り保持されるような取り決めにするつもりはなかった。つまり、後の政府もこのような協定を保持することを強く望んでいた<sup>(13)</sup>のである。

このアデナウアーの提案に対しドゴールは、当該協議の組織化の程度、達成の方法、そしてそれが政府内の外交ルートに制限されるようなものなのかどうかを質した。これに対しアデナウアーは、①差当っては外交官を入れないドゴールⅡアデナウアー間の個人的協議から始めること、②それから状況に応じてより広範な基礎に移行することが必要になること、という認識<sup>(14)</sup>を示した。無論この提案はドゴールの関心を引いたが、ドゴールにとってその程度の提携は彼が要求する独仏提携の水準を越えていなかった。翌七月五日の全員会談の席上、ドゴールはアデナウアーに対して、もし政治同盟の六ヶ国解決に失敗した場合それを二カ国でやっていく用意があるか、という決定的な問いを発したのである。アデナウアーはそれに直接的な返答を避けようとした。たしかに独仏二カ国が物事を決めれば他の四カ国は従うしかないのかもしれない。しかしフーシェブラン交渉が示した現実とは逆であった。「独仏二カ国の共同決定」などというものが、実は、ベネルクスが恐れた「ヘゲモニー」のよう

に堅固なものでは決しないことを、アデナウアーは認識していたのではないだろうか。「我々が三カ国で決めれば、ルクセンブルグは参加するだろう」<sup>(16)</sup>。しかしドゴールは手を緩めなかった。予めこの問いはフランスにとって重要である、と前置きしたうえでこう尋ねた。「他国もいつかは参加するだろう、しかし私が聞きたいのは、二人で提携しなければならぬ時にあなたはその用意があるのかどうか、だ」<sup>(17)</sup>。この問いはドゴールと同じような問いを重ねた三度目の問いだった。この時アデナウアーは意見を変えこう述べた。「あなたの質問に答えるにはこう言えば十分でしょう」<sup>(18)</sup>。我々は他国に開かれた限定された連合を受け入れる用意がある<sup>(19)</sup>。この回答はシュレーゲル以下のドイツ代表団にとっては「センセーショナル」ではあった<sup>(20)</sup>。六ヶ国交渉の崩壊は決定的に現れ始め、独仏二カ国提携の構想が初めて結晶化した瞬間であった<sup>(21)</sup>。このアデナウアーの返答から、まさにエリゼ条約の道が始まった。

しかし注意すべきなのは、ドゴールもアデナウアーも、独仏接近の理由を安全保障の観点から見ていることである。確かにドゴールはこの独仏間の密接な提携を政治同盟の文脈の中に置いて提案した<sup>(22)</sup>。しかし同時にドゴールは、この独仏間の政治提携が成功した場合、ヨーロッパの防衛を考慮に入れなければな

らないことを忘れずに念を押していた。<sup>(23)</sup> 無論、この時のヨーロッパ防衛とはアメリカから自立した核兵力の創出を念頭に置いてのことである。他方アデナウアーにとって、この時の独仏提携の性格は、四日の会談で提案したように、ソ連の脅威に対処するための協議であり、それもその制度化については白紙状態であった。このようにドゴールにとつての独仏安全保障は西に向いていたのに対し、アデナウアーのそれは東に向いていた。

確かに二人は背を向けて立っていたが、しかしあたかも互いに凭れ合うかのように、両国の共通防衛に対し一定の合意が成立した。八日に行なわれた独仏両軍による共同行進とドゴール、アデナウアーによる共同閱兵式がそれを象徴していた。

他方、このアデナウアーのフランス訪問は独仏和解のデモンストレーションに満ちていた。その最大の場面は訪問最終日に両者が訪れたランスだった。ランスは普仏戦争以来三度の独仏間の戦争で三度両軍が合いまみえた激戦の地であり、二人はランスのカソリック寺院のミサに赴き、共にひざまづいて礼拝を捧げたのである。その時教会の回廊に吹いた風には百年の歴史が混ざっていた。<sup>(24)</sup> やはりアデナウアーにとつてこの訪問は、何よりもフランス国民に対して、ドイツとの過去に対する最終的な清算と、独仏両国民のなかに、和解と友好的協調の精神が深

く根をおろしていることを示す意味があった。<sup>(25)</sup> アデナウアーにとつてこの訪問は事実上彼の長年の仕事の総仕上げであった。

一方政治同盟の六ヶ国の解決が引き続きイタリアを中心として続けられた。三日の会談を受けドゴールとアデナウアーはファンファーニにローマでの首脳会談を設定するよう要請する。<sup>(26)</sup> ファンファーニは七月二三日に、九月にローマにてEEC首脳会談を開催することを発表したのだが、しかし彼は調整役の条件として①六ヶ国の外相が政治同盟の条約のテキストに関する意見の交換において「最も内密な方法で」行なうこと、②イギリスを政治同盟に加える可能性について「公式通知」を行なうこと、<sup>(27)</sup> を提示した。しかし、この二条件は事実上の拒絶であった。

何故なら①は四月一七日に合意に達しなかつたことであり、②はイギリスを交渉に実質関与させることを意味するからである。結局伊政府は政治同盟条約締結の可能性の低さを考え首脳会談の開催を取り消し、フーシェブラン交渉はその幕を閉じた。確かにそれは再びヨーロッパが新たな道を歩もうとして挫折した「無駄な」試みだった。<sup>(28)</sup> しかしそれでも独仏間にはイギリスのEEC加盟問題という議題が残っていた。ドゴールが訪独する時点でこの問題は完全に未解決のままであった。<sup>(29)</sup> 実際、この問題は独仏提携推進の議題の前に棚上げされ両者の態度のすりあ

わせは先に見送られた。<sup>(30)</sup>しかし後に見るように、この問題は独  
 仏間關係に決定的影響を与えることになる。

一九六二年九月四日から九日にかけて、ドゴールはドイツに  
 公式訪問する。首脳会談が日程の多くを占めていた七月の訪問  
 とは対照的に、今回の訪問はドゴールがBRD各地を訪遊する  
 日程が組まれていた。ハンブルグを訪れたドゴールは防弾仕様  
 の公用車への乗車を断り、雨の中をオープンカーに乗つて当地  
 の熱狂的な歓迎を受けた。そしてそれに応えるかのように、彼  
 はドイツの民衆を前にした演説を草稿なしのドイツ語で行い、<sup>(32)</sup>  
 ドイツ人を「偉大なる国民」と称賛したのである。<sup>(33)</sup>ドゴールの  
 公式訪問は、二カ月前のアデナウアーのそれと同じく、独仏兩  
 国民間の友好的な雰囲気に含まれていた。七月のアデナウアー  
 の訪仏が独仏の和解と友好を宣言したものならば、今回のドゴ  
 ールの訪独は兩國が単に平和と友好状態を享受するだけでなく、  
 さらに踏み込んだ提携——それも兩國市民の共感と支持を背  
 景とした——を行なうことを意図したものであった。その後  
 ドイツの各地を回つたドゴールは、ドイツ士官学校においては  
 独仏兩國の軍事提携の重要性を打ち出し、<sup>(34)</sup>青少年に対する演説  
 では青少年の相互交流が兩國の親交に与える重みについて熱弁

を振るい、<sup>(35)</sup>テイツセンの工場の労働者の前では兩人民の連帯に  
 ついてその意義を語つたのである。<sup>(36)</sup>ドゴールの演技は周到だつ  
 た。彼は何度も「独仏友好万歳」を三唱し、<sup>(37)</sup>アデナウアーを  
 「偉大なるヨーロッパ人」と讃えたのである。

九月五日のドゴールリアデナウアー会談では、七月の会談を  
 受け、独仏提携をどのように進めていくかが議題の大半を占め  
 た。既にドゴールは、青少年の交流、大学学位の相互承認といつ  
 た実務領域の独仏提携の強化のみならず、共通防衛の領域の強  
 化について討議するつもりであることを伝えていた。<sup>(40)</sup>ドゴール  
 は、E E C 的考えを放棄せず、イギリスの加盟の可能性につい  
 ても排除しない独仏間の連帯協定 *das solidarische Arrangement*  
 について、アデナウアーの見解を質した。しかるにアデナウアー  
 は、ドイツとフランスは実行をともなう協定に至るべきだとい  
 う認識を示す一方、しかしそれはあくまでドゴールとアデナウ  
 アー間の「紳士協定 *Gentlemen's Agreement*」<sup>(41)</sup>として結ばれるこ  
 とを望んでいる、と付け加えたのである。ドゴールはこれに對  
 して、紳士協定はすでに実行されていると返答する。確かに独  
 仏間の緊密さを証明するのに、莊嚴な儀礼を伴う条約を締結す  
 るには及ばない。しかし、ドゴールにとつては、さらに実務と  
 して行なわれることが、すなわち他國が実行不可能な何かしら

の実務を行なうことが必要であった。ドゴールがその例として挙げたのが、ベルリン問題・東西関係・アフリカ、開発政策を扱う共通外交・共通防衛・青少年問題であった。<sup>(42)</sup>これらの提携は組織化されねばならなかった。合意は既に存在していた。要約するならば、ドゴールの主張は、独仏の密接な関係は最終的にはヨーロッパ大の提携に資すること、独仏両国の軍事提携を組織化することであった。

最後に、以上の申し合わせを文章化することが決定された。その理由としてアデナウアーは、単なる口頭上のものであるよりも維持されるからと述べている。<sup>(43)</sup>とはいえ政治提携の内容を文章化するかどうかということは、後に見るように、決して些細な問題ではなかった。アデナウアーも述懐しているように、それは多大な作業を要することだったのである。文書について、書き記された形態を書簡の形で交換することとドゴールは念を押した。密接な提携が追求されことになる幾つかの覚書の作成については外務大臣に委任された。その合意文書については当然のことながら公開されないことになった。<sup>(44)</sup>すなわち、この時点では、独仏提携はアデナウアーの望んだ「紳士協定」に沿った形で進められることになったのであり、それは西ドイツ基本法五九条に規定されるような国際条約として作成されることは<sup>(45)</sup>

想定されなければかりでなく、論外であった。七日の共同声明発表後の記者会見において政府スポークスマンのフォンハーセ(Karl-Günther von Hase)は、「ここに関わっているのは接触と協議の体系化 Systematisierung であり、制度もしくは特別な協定 Abmachungen は必要とされない」と述べたのである。<sup>(46)</sup>ここから始まったフランスとの二カ国同盟は、連邦議会、BRD政府並びにEECの他の四カ国に対しても有和的效果を持つべきものだった。<sup>(47)</sup>しかしながらこれに併行してなされたMLF問題は、イギリスの加盟交渉問題交渉によって、独仏間関係は微妙なねじれを見せ始める。それだけでなく、独仏間関係は内実には協調を保てなくなってきたにも関わらず、第三国は独仏間協調の幻像を見るようになった。

#### (b) 協定と条約…支持基盤の強弱と議会批准問題の浮上

ドイツ側において、これ以降の独仏提携をめぐる交渉は外省に一任されることとなった。すなわち、協定にしろ条約にしろ、文章化される提携内容の条文作成が外省に委任された。<sup>(48)</sup>当時の西独外務省第一政治局局長で、直接フランス側と交渉にあたったヨゼフ・ヤンセン(Josef Jansen)を始め、シュレーダーを除けば、当時の西独外務省はアデナウアーの路線を支持して

(49) 九月五日のドゴールの国家訪問時の会談をうけ、その十日後、フランス外務省は七ページの覚書をドイツ側に送付した。(50)

この覚書には独仏間の提携領域とその実行のためのプログラムが書かれていた。その提携領域とは外交・防衛・教育青少年であり、九月五日にドゴールが提案した分野がフォローされていた。すなわち、この独仏提携に関するフランス起草の草案が、一九六三年のエリゼ条約の草案となる。一月八日、この草案にドイツ側は総計九箇所の修正コメントを付ける形で作成した。対案をフランスに送り返した。(51)

ドイツ側が付けたコメントのうち、最大の懸案はこの二ヶ国提携協定と基本法第五九条との関係であった。ドイツは条約の議会による批准の必要性を規定する本条項の適用を避けることを求めた。そのため、協定を締結する文言を削除し、「意見の一致をみる」という文言に修正することを仏側に迫った。(52) 以後約四ヶ月にわたる両国の提携文面作成交渉の焦点は、ドイツ側の、議会批准を必要としない政府間協定でありながら如何にして実際の提携を果せる内容にするか、という点に絞られる。

このドイツ側の懸念は、シュピーゲル事件と初の国民投票によるドゴールの大統領選出という両国における国内政治上の一大事件と密接に関わっている。また世界的な事件であるキュー

バ危機も独仏間関係に少なからぬ影響を与えた。

シュピーゲル事件は、BRDの代表的論壇雑誌「デア・シュピーゲル」誌が、核戦争を想定したNATOの演習内容を報じ、シュトラウスの国防政策を批判した記事を掲載したのに対し、一〇月二六日にその編集者がシュトラウスの命令により逮捕された事件である。この事件は、スペインで休暇中であつた編集者を当地で逮捕させるという報道の自由への侵害の是非に加え、逮捕情報を当時の法務大臣であつたFDP閣僚に通知しなかつたこと、さらに逮捕されたシュピーゲル誌の代表者がFDP左派と緊密な関係にあつたこと、等の事情によりドイツ国内のみならず閣内にまで大きな論争を呼ぶことになつた。結果的にFDPを軽んじる扱いを取つたアデナウアーとシュトラウスに対し、FDPは一旦連立内閣からの離脱を決定する。最終的には一二月四日にFDPはこの決定を覆すが、アデナウアーはシュトラウスの辞任と自身の進退の時期を決定せざるを得なくなつた。この時点でアデナウアー体制の期限は翌一九六三年一〇月頃となること(53)がほぼ固まることになつた。シュピーゲル事件により、アデナウアーの権力基盤は決定的に低下した。

これに対して十月二八日に行われた国民投票によるフランス大統領選挙においてドゴールが選出されたことは、ドゴールの

権力基盤を一層強固にすることに資するものであった。五八年のドゴールの政權復帰を導いたアルジュリア問題は、六二年三月のエヴィアン協定成立により既に終息の域に達していた。フランス内戦の危険性すら孕んでいたアルジュリア問題解決のため、ドゴールは当初より対外政策、防衛政策の面での独断独行が相当程度是認されていた。しかしながら、アルジュリア問題の解決という内政上の安定は、逆にこのようなドゴールの独断を問題化したのである。これに対しドゴールは、フランス大統領を一般投票で選任するという計画に対し、国民投票で承認を求めたことを九月一二日明らかにした。さらに同月二〇日には「国家元首として、またフランスを導くために国民から任命される、大統領に関する新制度」<sup>(55)</sup>を国民に訴えた。このドゴールによる従来の議會政治、政党政治に対する挑戦に対し国民議會は内閣不信任を決議し、ドゴールは国民議會解散と、九月に表明した国民投票の実施で応えた。このドゴール対議會の争いは六二年の危機と呼ばれる。結果、投票の六二%が賛成しドゴールが大統領に選出され、さらに翌一月の総選挙でドゴール派が圧勝した。かくしてドゴールは自らの手中に「従順な議會」<sup>(56)</sup>を手に入れることに成功したのである。

一〇月二日から始まったキューバ危機は、ドゴールリアデ

ナウアー関係を接近させ、独仏提携の緊密化を促進させるものだった。<sup>(57)</sup>ドゴールにとってキューバ危機の解決とは米ソ接近であり、冷戦構造におけるアメリカの優位性の発見であった。またドゴールは米ソ間に核に関する密約があると考えていた。<sup>(58)</sup>確かにドゴールはアメリカと同盟関係にある以上アメリカを支援することを表明するが、同時にアデナウアーに書簡を送付し、今回の事態がいずれヨーロッパに波及するのは当然と考え、「国際情勢の急展開により、我々は独仏間の外交的軍事的関係をさらに緊密なものに固定化することが許される」<sup>(60)</sup>ようになつたと訴えた。つまりドゴールにとって米ソ間関係の安定化は、逆に自律的ヨーロッパの創出阻害要因となるものであり、そうなる前に、速急な独仏間関係の緊密化を実施することが必要となつたのである。

一二月一五日から一六日にかけて、独仏両外相による両外務省が提起した提携草案の検討のため、シュレーダーはパリに赴きクラブと会談した。急ピッチで進められる協定交渉は、しかしながら、実り多きものとは言えなかつた。一二月一日に外相会談の事前交渉としてパリに飛んだヤンセンは、独仏提携の実現には処理すべき案件が山積みになっていることを知らされる。<sup>(61)</sup>この時点では、軍事的提携をどのように機能さすかという問題

と同様、「恒久的協議」が実行の様相を呈していたかどうかは明らかになっていなかった。しかしようやくこの外相会談において、両外相は独仏両案で異なる表現のうち幾つかについて合意し、外交協議についての対象領域を具体的に取り決め、第三国における外交使節団の慣習について一致した。こうして翌年一月の首脳会談並びにそれに平行して独仏提携にかかわる関係閣僚会談を開催することがフランス側から提案され、翌一九六三年一月三日、アデナウアーが閣僚等と共に訪仏することが発表された。

独仏提携の組織化についての覚書の草案は、六二年一二月の外相会談を受け、フランス側の草案が六三年の年頭に西独外務省に通知され、最終的に一月七日に西独外務省政治局がその対案を作成し、翌日フランス大使に手交した。この時点ですら、この組織化構想の文面は、一般に公開される類のものとは想定されていなかった<sup>(67)</sup>。従って両国間の提携内容は、その概略が首脳会談後に発表される共同声明のなかで触れられることが予定されるに止まっていた<sup>(68)</sup>。一月一日から二日にかけて、フランス外務省政治局局長ルーセ(Charles Lucet)は密かにボンに飛び、二日から予定されているエリゼ宮での独仏首脳会談で採択される文書に双方が合意するため、ヤンセンと最終的な独

仏提携に関する一致点を探った。この時点で、仏外務省、西独外務省双方とも、独仏提携に関するドゴールとアデナウアーの合意は、協議の結果を覚書にまとめた形に止め、批准が必要な国際法上の条約として、もしくは公式な政府協定として締結されることは考えてないことで一致する。ドイツ側におけるその理由は、外交上の理由と基本法五九条の考慮からであった。多くの争点については独仏双方の草案を突き合わせて合意を形成していったが、それでも防衛問題と語学教育に関する規定に関しては見解は一致しなかった<sup>(70)</sup>。特に問題だったのが防衛——とりわけ戦略と軍備提携に関してであった。合意に至らない規定に関してはさらにヤンセンとルーセが協議を重ねることになった<sup>(72)</sup>。この会談で承認された二一日からの首脳会談のための草案は、BRDにおいては一六日に閣議を開き、最終的にそこで承認することが決定された。

ドイツは終始一貫してこの独仏提携の形態に関して、公式に表明された協定もしくは国際法上の条約という形を取ることを拒んでいた。その代わりにドイツ側は、独仏提携は非公式的な協定乃至は口頭上の約束とすることを提案した。この独仏提携を「紳士協定」として実施することで、ドイツ側は、突然にかつ一方的に放棄されるリスクを負いながらも議会に拘束されな

いことに長所を見いだしていた。<sup>(73)</sup> 実際のところ、問題となつて  
 いるこの協定が、議会の批准を必要とする条約に類することは  
 早い段階から予想されていたことであつた。一月二日にその報  
 告を受けたアデナウアーは激怒した。<sup>(74)</sup> しかし「紳士協定」のま  
 ま提携を履行に移す<sup>(75)</sup>ことは、外交上「スキャンダラスな」法的  
 問題を生みかねない。一月一日から一二日迄のヤンセン・ル  
 ーセ合で練られた提携草案に対し、西独外務省法務局は議会  
 による批准の必要性の解釈を下す。<sup>(76)</sup> アデナウアーを筆頭として  
 西独外務省の交渉当事者最大の問題だつた議会批准問題は、結  
 局エリゼ条約死文化の直接的原因となる。西独外務省の法務局  
 自身、この問題の法解釈の逃げ道を想定していたが、それは紙  
 の上にとどまつた。

他方フランス側も、同じく条約化には積極的ではなかつた。  
 しかしながらフランスにとつては、それが議会の批准を必要と  
 するものであれそうでないものであれ、その問題は重要視され  
 なかつた。なぜなら、第一にフランスはドゴール派が多数を占  
 める議会の同意を取り付ける自信があつたからである。さらに  
 第二に、たとえそれに失敗しても、国民投票によつて承認を取  
 り付ける用意すらあつたからである。<sup>(78)</sup> このようなフランス側の  
 自信は、六二年の危機の解決に裏打ちされたものであつた。

議会批准問題はドイツ側のみ関わることであつた。<sup>(79)</sup> 何故な  
 ら、協議中の独仏協定を規定する外交政策はアデナウアーが推  
 進力であるにも関わらず、最早彼を支持する基盤は閣内のみな  
 らず与党、議会内において薄氷の如く弱体化していたからである。

### (c) 一月一四日の会見・条約化の契機

一月一四日のドゴールの記者会見はこれまで見てきた独仏間  
 交渉の転換点となつた。このあまりに有名すぎる会見は、簡潔  
 にまとめると二つの事柄についてノン、一つの事柄について  
 ウイを表明した会見であつた。二つのノンとは英米が発表した  
 M L F 構想と、イギリスの E E C 加盟に対してであり、一つの  
 ウイとは、独仏間の友好関係、とりわけ両国間での友好条約締  
 結の示唆であつた。つまりこのドゴールの記者会見には、これ  
 まで見てきた N A T O、ヨーロッパ統合、独仏間関係の三者が  
 全て混在していた。

#### ① M L F

M L F 構想自体は、第二章第二節で見たように、E D C と同  
 じくヨーロッパに独自の戦力、それも核戦力を付加させるもの  
 であつたが、実質はフランスに対してはその独自の核戦力を放  
 棄させ、ドイツに対してはフランスとの核提携を放棄させるこ

とを意図していた。しかしながらMLFはNATO内での核体系を変革するため、第二の核保有国イギリスの核政策との交渉が先に進展した。<sup>(80)</sup> いずれにせよ、MLF交渉においてはドイツは「与えられる側」<sup>(81)</sup>であり、根幹的な交渉は英米仏の三ヶ国の間で進められていた。

この交渉においては、最新の研究によると、必ずしも英米対仏という対立の構図ではなかったことが明らかになっている。というのも、マクミランは独自の「グランドデザイン」を構想しており、アメリカとの衝突しかなえない交渉をフランスと行っていたのである。それは、EEC加盟交渉においてフランスから妥協を引き出すため、イギリスの核兵器技術の提供を秘かにドゴールに申し出ていたことである。<sup>(82)</sup> しかしながら、このパートナーは取引されず、また交渉の大勢に影響を与えることもなかった。確かに、これまでに見たように、ドゴールはMLF構想に最初から明確な反対を表明したわけではない。というのもドゴールは、西側世界においては事実上アメリカが独占している核兵器の先端技術が提供されるのならば、MLFの参加を考えていた節があった。<sup>(83)</sup> しかしイギリスの持つ核兵器技術とアメリカのそれとを比べれば、ドゴールの結論は自ずと決まったといえよう。六二年二月一日にランブイエで開かれた英仏交渉にお

いても、これらの点で合意が成立することはなかった。

英仏合意が不成立を受けて、六二年二月一日にパハマのナッソーにおいて英米会談が執り行われた。<sup>(85)</sup> この会談の結果同月二日に公表されたナッソー協定は、イギリスがアメリカからポラリスミサイルを提供されること定めた上で、その戦力が最終的にはNATOの多角的核戦力として利用に付されることを提案していた。<sup>(86)</sup> ナッソー協定は米仏の間で揺れ動いていたイギリス外交方針が英米間の特別関係であることを再確認するものであった。しかしながら勿論ナッソー協定は英米間の規定に止まらない。アメリカは協定発表と同時にフランスに対して同様の協定を締結する用意があることを申し出るのである。

一月一四日のドゴールの拒否はこのアメリカの提案に対してであった。このドゴールの意思表示はアメリカによるNATO改革案への拒否を意味すると同時に、NATOに参加する核不保持国の核欲求に対する否定をも意味していた。しかし重要なのは前者である。ナッソー協定がイギリスにとって特別関係の健在を誇示し核保障支援を受けた意味があるのに対し、アメリカにとっての意味はフランスの核独立の阻止であった。<sup>(88)</sup> ケネデイの進めるグランドデザインの二つの柱をドゴールが真つ向から否定したことで、ケネデイのヨーロッパ政策は崩壊した。<sup>(89)</sup>

ナツソー協定が公表された当日、アメリカはドイツに対し、ナツソー協定がヨーロッパの核戦力創出の前段階であり、創設されるヨーロッパ核戦力へのドイツの参加が可能であることを示唆した。<sup>(90)</sup> アメリカは明らかにドイツが核兵器の使用決定権への参与を欲していることを見抜いていた。その上でドイツが強力なMLFの推進役に回ることを期待したのである。<sup>(91)</sup> 第二章第二節で見たように、西独におけるMLFの評価はフランスの核戦力評価の裏面であり、西独政府・与党内の大勢はMLF支持であった。西独国防省ですら、フランス核戦力をドイツ国防の基盤に据えればドイツの安全保障は低下し危険に晒される、という報告が提出されていた。<sup>(92)</sup> ナツソー協定発表後、MLF構想に明確な賛成の態度を取らないのはアデナウアーだけであった。確かに西独外務省としては、構想されたプランはさらなる改正を要するものであり、<sup>(93)</sup> またフランスの態度表明以前にドイツの態度を決定するのは危険であった。<sup>(94)</sup> しかしそれでもMLF構想は「もし我々が精力的かつ当初からその創設に参加すれば、積極的な側面を有することが出来る。：精力的な参与はフランスとイギリスに対する我々の重みを増す」<sup>(95)</sup> ものと評価され、六三年一月一日過ぎには、来る対米協議においてMLF賛成表明の方針に傾いていた。<sup>(96)</sup> シュレーダーも、一二日のイタリヤ外相

との会談にて、積極的なMLF支持を示すイタリヤと同様の態度を取ることを表明した。<sup>(97)</sup> そして一月四日、すなわちドゴールの記者会見と同日、アメリカのポール(George W. Ball)特使<sup>(98)</sup> とアデナウアー及びシュレーダーが会談し、西ドイツのMLF加入が合意された。<sup>(99)</sup>

## ② イギリスEEC加盟交渉

このようなMLFへのノン以上に、イギリスのEEC加盟に対するドゴールのノンの方が寧ろより早急な反応を引き起こした。というのも、同日よりブリュッセルでは主にイギリス加盟問題<sup>(100)</sup>を話し合うEEC外相会談が予定されており、ドゴールの声明はこれに冷や水を浴びせた格好になったからである。同時にドゴールの表明はアデナウアーを苦境に立たせることになった。<sup>(101)</sup> 既にシュレーダーは一二日の伊外相会談の際、イギリスの即時EEC加盟支持で合意し、さらにそれが新たな政治同盟計画の刺激となる希望を抱いていた。<sup>(102)</sup> ドゴール会見の翌五日、シュレーダーはブリュッセルにて、条約に関するドゴールの発言は誤りでありBRD政府はイギリスの加盟をさらに試みるつもりである、と表明した。<sup>(103)</sup> この表明はアデナウアーの意志に添わないばかりか、アデナウアーに当該声明の発表の指示を仰がずに公表されるというシュレーダーの一存でなされたものであつ

た。<sup>(104)</sup>当然アデナウアーは激怒し、このラインの対立は他国、とりわけイギリスにとってはむしろ交渉の継続の余地を生むものであった。いずれにしろ、ドゴールの表明直後は、まだ交渉の継続性について希望が持たれていた。<sup>(105)</sup>

しかし以上のようなドゴールに対する反発も束の間、一六日に開かれたBRDの閣議ではそれまで両外務省間で協議された独仏提携協定のテキストが満場一致で可決される。<sup>(106)</sup>オスターヘルトが回顧するように、この一六日に合意された協定内容は、議会による批准が必要な条約の提携決定であったのだろうか。オスターヘルトによると、アデナウアー自身は六三年の初頭、一月の三日から五日の頃には「紳士協定」型で独仏提携を推し進めることは断念していたという。<sup>(107)</sup>これには二つの理由が推測されている。第一に、その提携内容が基本法第五九条に規定される国家利益に抵触する条約に値することはほぼ明白になっていた。<sup>(108)</sup>したがって「協定」型であれ「国際条約」型であれ、フランスとの協定を締結すれば、連邦議会内でその内容と基本法第五九条の関係を審議することはおよそ不可避のことであり、その審議の中で激烈な論争が巻き起こることは十分予想された。フランスとの提携を積極的に進めてきたアデナウアーがこの論争に敗北するならば、それは彼の政治生命の破局にも等しく、

秘密外交の色彩が強い「紳士協定」型での独仏提携の締結は、以上の文脈ではアメリカットでしかなかった。従ってアデナウアーにとって不利な状況を惹起しかねない「紳士協定」方式の撤廃は、不可避となっていたのである。第二の理由として、アデナウアー自身は協定に法的拘束力を付加することで、彼の後継者の外交政策をアデナウアーのそれに添わせることを期待していた。<sup>(109)</sup>次期連邦首相が内定している現蔵相エアハルト、外相シュレーダー、国防相フォンハーセといった閣内の実力者の政策は、皆アデナウアーのそれとは一線を画していた。同年一〇月の退陣が決定していたアデナウアーはこの状況を憂慮し、自らが推し進めてきた外交路線の投錨を図ったのである。

協定文面の最終的な作成は、一九日から二一日まで両外務省の手でパリで行なわれた。一九日のヤンセン・ルーセの話し合いでは、未だ共同声明方式の前文と語学教育の点で合意に至らず、残された未解決の問題は外相会談にて解決されることとなった。<sup>(110)</sup>そしてこのルーセとの協議後、ヤンセンはカールステンズとシュレーダーに対し、独仏提携の締結を訴える報告書を作成し、二〇日にカールステンズに上げられたのである。<sup>(111)</sup>ヤンセンは、ドゴールの記者会見によって対内的にはドゴールへの拒否反応の増加、対外的にはイギリスのEEC加盟交渉の難航が

生まれ、アデナウアーに協定調印の意思があつても、BRD内に極めて強い協定への反対が生まれるであろうことを予想する。何よりも、今回のイギリス加盟問題におけるフランス側の態度が示すように、独仏提携における政治協議は実質的な価値を失つた。このままの独仏間協議においては、ドイツ側はドゴールに対する単なる「イエスマン Ja-Sager」ではない。この問題を回避するためヤンセンは①協定を調印する、②NATO問題に代表されるフランスとBRD間の政策の相違を明確にする、③「イエスマン」でないことを証明するためにイギリス問題では加盟を支持する、という三点を提案したのであつた。<sup>(11)</sup>

つまりようやくこの時点で、ドイツ外務省は独仏提携を条約として締結することをオプションとして考慮した。ドイツ代表団はドイツ政府による草案テクストを匏のなかに入れ、二十日にボンを出発した。<sup>(12)</sup>一月二日から二二日の二日間にかけて、エリゼ宮にて独仏政府首脳会談が開かれた。<sup>(13)</sup>しかしながら、現実には会談が始まった時ですら、最終的な独仏協定の締結形態は明らかではなかつた。<sup>(14)</sup>しかしながら二二日の午前に行われたドゴールとアデナウアーの対一會談において、両者は独仏提携を批准を要する形態で行うことに合意した。<sup>(15)</sup>また協定テクストは、最終的に同日夕刻より行なわれた全員会談の席上で

は完成に至つていた。<sup>(16)</sup>

この会談の冒頭、ドゴールはドイツ側の議会批准回避の方針から独仏間の提携形態が未だ確定してないことを指摘し、それに応える形でアデナウアーは当協定の法的拘束力の附加を提案する。すなわち、「法的義務を負うばかりでなく条約 Vertrag を厳粛に feierlich 締結する」ことを望んだのである。<sup>(17)</sup>この瞬間字義通りのエリゼ条約 Elysee Vertrag/Traité de l'Elysee が誕生した。この議会の同意を必要とする決定に基づき、文面の早急な変更が行なわれ、条約と内容的に同一のフレーズが共同声明から削除されると同時に、声明の他の点も条約の中に移された。<sup>(18)</sup>その結果、声明は本来の前文的性格のものに格下げされた。しかしながら、アデナウアーに同行したドイツ外務省にとつてこのアデナウアーの提案は、実は予想外のことであつた。なぜなら、ドイツ外務省は正式な国家間条約締結に必要な専用用品をことごとく用意してなかつたのである。<sup>(19)</sup>すなわち条約原本となる専用紙も原本を綴じるファイルも革製の書類入れも用意してなかつた。そのどれもが国ごとに色が指定されており、専用のマークが入っている。<sup>(20)</sup>条約の文面が完成した後、ドイツ代表団は本来はフランス用の条約用紙に条約の文面をタイプしなければならなかつた。またドイツ外務省の担当者は、ドイツの指定

色の青色の書類ファイルを求めて、その日の午後には条約締結が予定されていた二三日の朝にパリ市内を奔走したという。<sup>(125)</sup>

かくして一月二三日午後五時よりエリゼ宮で開催された独仏会談にて、「独仏間協力に関する条約」が調印され、両首脳連名による共同声明が採択されたのであった。

以上のように、ドイツが条約化に実現可能性を見いだしたのは六三年に入ってからであり、その実現はアデナウアーとドゴールの会談が始まってから初めて現実化した。注意すべきことは、条約化の動機づけについて、アデナウアーのそれと、外務省内でフランスと日々交渉に当たっていた、本来アデナウアー路線の支持者であったヤンセン、カールステンズのそれとは異なっていることである。両者の相違点とは何であったのか。

アデナウアーはこれまでの自らの外交政策が行き詰まる可能性を目の前にして苛立ちを隠せなでいた。というのも、ナッソー協定発表後、NATO政策における独仏間の利害の相違は決定的になり、またイギリスのEEC加盟問題においても、EEC拡大そのものに反対し、イギリス加盟に消極的なアデナウアーと積極的なシュレーダーとの溝は開くばかりであった。アデナウアーが推し進めようとした独仏間提携の「紳士協定」は、外務省から実現不可能の報告が提出された。アデナウアーが一

月二一日午後の会談で、突如協定の国際条約形態での締結を切り出したのは、このような状況を打破するための、アデナウアー外交最後の煌めきであったのかもしれない。その意味で、エリゼ条約がアデナウアー外交の産物であったという見解は正しい。<sup>(126)</sup> さらにアデナウアーが従前の「紳士協定」型の提携を放棄し条約化に踏み切ったのは、一般的に言及されるように、任期の迫ったアデナウアーが、後任のエアハルト、シュレーダーといった親英米派に対して自らの外交路線を保持させるためであった。

このアデナウアーの提案に先立つ二二日午前のドゴールとの一対一会談で、実は両者は独仏間の核兵器提携について協議していた。ドゴールはフランスの核戦力の充実と技術的發展を確約し、その上で「フランスはドイツの防衛をフランスのそれと同一に見做している」と述べた。<sup>(128)</sup> 加えてドゴールは将来的なドイツの核兵器所持に理解を示した。<sup>(129)</sup> アデナウアーが生物兵器に組むのに、ヨーロッパの中でドイツほど適した国にはない」と述べ、ドイツが望めばフランスは協力する用意があると明言したのである。<sup>(130)</sup> この時ドゴールとアデナウアーが同意した独仏間の提携は、何よりもこのような軍事領域における二国間の協力であった。したがって、エリゼ条約が持つ第一義的な意味は防衛

であり、両者が「独仏防衛共同体 Une Communauté stratégique」の創設を意図したという見解は、この意味で正しいと言える。<sup>(13)</sup>

しかしながら、ヤンセンを始めとしたドイツ外務官僚が考えた独仏提携の第一義の意味と条約化の動機はこれとは異なる。

最終的にはエリゼ条約に結実される、それまで外務省間で協議された独仏提携は、両国共にあるべきヨーロッパ政治同盟の「モデルケース」<sup>(12)</sup>として、いずれは他のEEC諸国にも開放されるものであった。そして西独外務省は、このヨーロッパ統合の局面としての二国間提携という要素を前面に押し出すことによって、他国の支持を取り付けようとする意図があった。<sup>(13)</sup>

さらに、これまで見たように、ドイツ外務省が独仏提携を条約化することを考慮に入れたきっかけは、一月一日のドゴールの記者会見であった。六二年九月から両外務省間でやりとりされた提携方針について、六三年初頭に最終段階としてフランス側が提示した覚書草案では、それまでの協議内容を踏み越えて、<sup>(14)</sup> 両国が決定の前に「重大な外交問題について、互いの見解がなるべく類似するよう事前の協議を持つこと」と規定されていた。<sup>(15)</sup> つまり、事前協議に積極的であったのは、フランス側の筈であった。確かにドゴールのナッソー協定やイギリスEEC加盟に対する否定的見解は衆知のところではあった。しかしな

がらドゴールの意志表明は突然であり、アデナウアーですら、ドゴールの記者会見の内容について事前にほとんど情報を与えられていなかった。<sup>(16)</sup>

提携採択を目前に控えた時点において、フランス側は想定されたこの規定の精神を遵守することはなかった。ドイツ外務省が条約化に賛成したのは、常に先走るフランスを法的義務を負う条約によって拘束しようとしたためであった。結局ドゴールが想定した独仏提携では、ドイツはフランスの「ジュニア・パートナー」<sup>(17)</sup>でしかなかった。少なくとも西独外務省の中には、ドゴールが両国の結びつきのなかにフランス一國主義的な目的を狙っているのではないか、という恐れが既に存在していたのであり、<sup>(18)</sup> ドゴールの記者会見はその恐れが正しいことを明らかにしてみせた。<sup>(19)</sup> しかし、そのような考慮からここでBRDがフランスとの提携を放棄すれば、BRDはこの十年来の対仏接近政策を放棄した上で国際政治上の影響力までもを失うことを意味していた。<sup>(19)</sup> もとより核政策について独仏の見解が一致しないことは独仏間関係の大きな弱点であることは十分自覚されており、<sup>(14)</sup> 独仏提携の実行によってこれに一定の歯止めをかけることが期待されていたのである。他方、懸案の議会批准問題については乗り切れるという計算があった。<sup>(14)</sup> カールステンスは、危険を冒

さなければならぬ、と言った<sup>(143)</sup>。しかし冒したりスクはそのまま跳ね返ることになった。

しかしながら他方で、ドイツがアメリカの提案を受けMLF構想を受け入れたのはドゴールが同提案を拒否したのと同日の一月二四日であった。アデナウアーとしてはシュレーダーを始めとする外務省押し切られた形となったが、しかしそれだけではない。ポール特使に対しアデナウアーは、ナツソー協定に關し協議を要する問題は幾つもあるものの、NATOとの協調に「活発に」参加すると発言した<sup>(144)</sup>。アデナウアーにとって安全保障政策に關する根幹は、「どのような形であれ、核兵器への発言権を持たなければならぬ」<sup>(145)</sup>ことであった。ランブイエ会談で見られたアメリカとフランスの安全保障政策に二股をかけるアデナウアーの態度は、ここにおいても継続されていた。

NATOに対する独仏の見解の不一致は政治提携実施の前ですでに極みに達していた。詰まる所、協定締結——その形態が政府覚書の形を取るのだから、議会の批准を要する国際条約の形を取るのだから——直前になっても、独仏双方ともが「重要な外交問題を事前に協議する」ことはなかったのである。

#### (d) 前文問題

ヤンセンが恐れたエリゼ条約への反対は、その予想を超えるものだった。エリゼ条約はEEC諸国のみならず、アメリカ、ソ連東欧諸国から広く非難されることとなった。イタリア首相ファンファーニは一月二六日にエリゼ条約への反対を言明し、同月二九日に、ブリュッセルでのイギリス加盟交渉の無期延期が決定する。「先祖伝来の宿敵」独仏両国が高らかに友好を唄いあげたエリゼ条約の締結は、その内実がどのようなものであれ、ヨーロッパ諸国から見れば「枢軸」の形成もしくは統合の妨害としか映らなかつた<sup>(146)</sup>。アメリカは、エリゼ条約はフランスがドイツを誘って核自立を果たすための政策の反映ではないかと疑い<sup>(147)</sup>、ソ連は二月五日に、条約は独仏両国の軍事力を合併させ、ドイツ領内の核兵器配備に資するものだ、という覚書をBRDMモスクワ大使に手交した<sup>(148)</sup>。

ドイツにおいては、批准が付される連邦議会の最大野党SPDは、米民主党政権に対し親米路線と取っており、「パリを選んだ」エリゼ条約には反対の姿勢を貫いた。問題はCDU内の反対派であった。シュトラウスを筆頭とする親フランス派、すなわちゴーストは主にCSU内に存在し、CDUの多数派、ランテイカーであった。ここでエリゼ条約の批准を巡り、いわ

ゆる「ゴーストリアトランティカ<sup>(149)</sup>論争」が起こった。論争の焦点は防衛問題であった。独仏共同防衛計画をうたったエリゼ条約の規定は、NATO条約に抵触する恐れがあった。<sup>(150)</sup>しかし論争の本質は、本来選んではいけないパリかワシントンのどちららを選ぶか、ということであった。<sup>(151)</sup>ゴーストはフランスとの同盟を、アトランティカはアメリカとの同盟を考えていたのではない。ゴーストは純ヨーロッパの核戦力創出を望み、その中核としてフランスを選ばざるをえなかったため、フランスとの連帯を主張した。これに対しアトランティカは、フランスとは比べものにならないアメリカの核保障の高さを評価した。<sup>(152)</sup>アトランティカからすれば、ドゴールの核抑止力は西ヨーロッパにおけるフランスのヘゲモニーを樹立するための手段でしかなかった。無論、それはエリゼ条約を作成した当の西独外務省自体が恐れたことでもあった。

論争の直接的勝利者はアトランティカであった。五月八日、ドイツ連邦議会の外交委員会は、条約に付す前文のテクストを採択した。<sup>(153)</sup>「ヨーロッパとアメリカの緊密なパートナーシップの維持と強化」を宣言し、NATO枠内での共同防衛を断言した上で、イギリスのEEC加盟を支持するこの前文は、ドゴールが意図していた独仏二国間同盟の趣旨に反するものであった。

「できるだけ類似の立場に到達する」ための政治協議も共同の防衛作戦も紙の上にとどまった。<sup>(154)</sup>フランスにおいては六月三日国民議会にて二七七対一八三の票差で条約が批准された。<sup>(155)</sup>六月一日、ドイツ連邦議会はこの前文を付したエリゼ条約に同意を与える法律を採択し、エリゼ条約を批准した。ここにおいて、両国におけるエリゼ条約の批准が完了した。かくしてエリゼ条約は誕生した。しかしそれは「死産」に終わった。

七月四日から五日にかけて、ドゴールがボンを訪問し、両者間で最後の公式会談を持った。<sup>(156)</sup>会談の議題はエリゼ条約の定める独仏提携についてであったが、連邦議会前文により、既にその実質を欠いていた。この会談にて独仏間の青少年交流促進のための組織として独仏青少年機関を設立する協定が合意されたが、<sup>(157)</sup>それは政治協議と共通防衛という実効性を失ったエリゼ条約の最後の生きた規定を反映していた。エリゼ条約は、その意図に反し、実行されたのは両国間の青少年機関の設立と、首脳、閣僚の定期会談の実施規定だけであった。<sup>(158)</sup>しかしそれはドゴールアデナウアー双方が意図したように、両国間の和解を投锚し制度化する、未来を志向した友好のインフラストラクチャーとして、<sup>(159)</sup>以後の独仏間関係を規定することが期待されていた。

- (1) Bodenheimer, *op. cit.*, pp.64-71; 小林、前掲、p.565.
- (2) LNC, 1961-1963, p.233.
- (3) *Ibid.*, p.234.
- (4) Seydoux, *op. cit.*, p.293.
- (5) 三日と四日についてはドゴールとアテナウアーの一回談話、五日は全員会議が執り行われた。Cf. A. Bd4., pp.158-167.
- (6) *Ibid.*
- (7) Osterheld, *op. cit.*, p.120.
- (8) A. Bd4., p.160.
- (9) *Ibid.* しかしながら実際のところ、アテナウアーはイギリス加盟交渉が行われているブリュッセルのドイツ代表団に対し、加盟反対を指示していた。以後、ドイツにおいてはイギリス加盟に反対のアテナウアー、賛成のシュレーダーと態度がはっきりと分かれる。外務省内においても、次官カールステンズすら賛成の立場にあった。Carstens, *op. cit.*, pp.245-249. ラドローは、アテナウアーが反対に回った理由として、石炭に代表される英国経済との利害対立を深刻に受けとめたドイツの鉄鋼産業と彼の關係を指摘する。Ludlow, *Dealing with Britain*, pp.169-199.
- (10) A. Bd4., pp.167-172.
- (11) *Ibid.*
- (12) *Ibid.*
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*
- (15) Osterheld, *op. cit.*, p.132.
- (16) *Ibid.*
- (17) *Ibid.*
- (18) Fischer, "Der diplomatische Prozeß der Entstehung des deutsch-französischen Vertrags vom 1963".
- (19) Vaisse, *Grandeur*, p.251; Osterheld, *op. cit.*, p.132.
- (20) *Ibid.*
- (21) Maillard, *De Gaulle et l'Allemagne*, p.203.
- (22) Thomas Jansen, "Die Entstehung des deutsch-französischen Vertrags vom 22. Januar 1963", p.259.
- (23) A. Bd4., pp.167-172.
- (24) Cf. Kusterer, *op. cit.*, p.249.
- (25) Blankenhorn, *op. cit.*, pp.426-428.
- (26) LNC, 1961-1963, pp.246f.
- (27) Jansen, *op. cit.*, p.260.
- (28) Paul-Henri Spaak, *Combats inachevés*, Tome2 (Paris: Plon, 1969), pp.375ff.「しかし、現在のヨーロッパ統合を活性化させた象徴であるマーストリヒト条約の内容は、実質的にはフーシェプランと大差がないことを付言しなければならぬ。
- (29) Jansen, *op. cit.*, p.263.

- (30) A. Bd4, pp.177-181.
- (31) ドゴールは前月八月二二日にパリ郊外で何者かに襲撃され九死に一生を得ていた(プチ・クラマール事件)。このドゴールの行動は、実際ドイツ訪問の際の暗殺の可能性も想定した上で警備にあたっていたドイツ側にとつては、民衆向けのパフォーマンス以上の意味があった。ヘルムート・シュミット『ドイツ人と隣人たち』上(岩波書店、一九九二年)一八二頁。
- (32) *Ibid.* ドゴールは日常会話程度のドイツ語には不自由しなかつたといわれる。ドゴールがかつてコロンベ会談の際にアデナウアーに語つた説明によると、彼は士官学校時代毎年夏季休暇にドイツに語学研修に行ったという。
- (33) *DM*, 1962-1965, pp.6f.
- (34) 九月七日、ハンブルグでの演説「我々固有の本質ならびに共通の脅威により、唯一にして同一の防衛のための両軍の有機的提携こそ、両国同盟にとつて根幹を成すのである」*ibid.*, pp.12f.
- (35) 九月九日、ルードヴィヒスベルクでの演説 *ibid.*, pp.15-18.
- (36) 九月六日、「我々両国は連帯するようになった。あなた方がドイツで働き私達がフランスで働くのは、我々が唯一にして同一の目的…すなわち自由なる人民の平和と尊厳と幸福を目指しているからである」*ibid.*, pp.10f.
- (37) *Ibid.*, pp.7-10.
- (38) ケルンでの演説 *ibid.*, pp.7f.
- (39) A. Bd., pp.177-181.
- (40) Blankenhorn, *op.cit.*, pp.428f.
- (41) A. Bd., p.179.
- (42) *Ibid.*
- (43) *Ibid.*, pp.180f.
- (44) A. Bd., p.181.
- (45) 基本法第五九条二項の規定:「連邦の政治的関係を規律し、または、連邦の立法事項に関する条約は、連邦法律の形式で、それぞれ連邦の立法につき権限を有する機関の同意または協力を必要とする」宮沢俊義編『世界憲法集』第四版 岩波書店 山田晟訳 一八三頁より引用。以後当該条文に規定される国際条約を「条約」、規定されない政府間協定を「協定」と記す。
- (46) *EA*, 1962, Folge19, D458.
- (47) Jansen, *op.cit.*, p.265.
- (48) Fischer, *op.cit.*, p.107. フィッシャーは仏草案に対するコメントを作成した西独外務官僚である。Im Auftrag des Auswärtigen Amtes, Schwarz et al(Hrsg.), *Akten zur auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland*, 1963, Bd.1 [henceforth AAPD] (München: Oldenbourg, 1994), Dok.6, n.1.
- (49) Jansen, *op.cit.*, p.265.

- (50) Fischer, *op. cit.*, p.108.
- (51) AAPD, Dok.6.
- (52) *Ibid.*
- (53) 事件の概要については Nicholls, *op. cit.* を参照した。
- (54) Nicholls, *op. cit.*, p.177.
- (55) DM, 1962-65, p.21.
- (56) コース、前掲書、一三三三頁。
- (57) Maurice Vaisse (ed.), *L'Europe et la Crise de Cuba* (Paris: Armand Colin, 1993).
- (58) Alain Peyrefitte, *C'était de Gaulle*, Tome1 (Paris: Fayard, 1994), pp.422f.
- (59) LNC, 1961-1963, p.270.
- (60) *Ibid.* pp.270f.
- (61) Jansen, *op. cit.*, p.266.
- (62) 序章の註(16)参照。
- (63) Fischer, *op. cit.*, p.109.
- (64) *Ibid.*, pp.108f.
- (65) AAPD, Dok.6.
- (66) *Ibid.*, Dok.13.
- (67) *Ibid.*, Dok.6.
- (68) 一月七日付け作成の声明文草案参照。*ibid.*, Dok.8.
- (69) *Ibid.*, Dok.18. しかしクステラーは以下のように回顧してゐる。ヤンセンがルーセとの話し合いの直前にアデナウアーに呼び付けられた。そしてアデナウアーの下から戻り、会議に移る前にフィッシャー、クステラー等に向かって興奮気味に声を震わせよう言った「やつと本物の条約が出来た。」Kusterer, *op. cit.*, p.24. クステラーは同時に、シュレーダーへの配慮からヤンセンはルーセとの会合ではこの事情は伏せていたことも記述している。
- (70) AAPD, Dok.18.
- (71) *Ibid.*
- (72) ヤンセンは一四日に新たな規定案を作成し翌一五日にカールステンズとシュレーダーに提出する。一方西独外務省の担当部局も別案を一四日に作成し、一六日にシュレーダーに提出する。*ibid.*, Dok.25.
- (73) *Ibid.*, Dok.22.
- (74) Osterheld, *op. cit.*, p.174.
- (75) Schwarz, *Der Staatsmann*, p.817.
- (76) Jansen, *op. cit.*, p.266.
- (77) AAPD, Dok.22.
- (78) AAPD, Dok.38.
- (79) *Ibid.*
- (80) アメリカとの関係におけるイギリスの核政策の展開は以下に詳しい。Ian Clark, *Nuclear Diplomacy and the Special Relationship* (Oxford: Clarendon Press, 1994).
- (81) Simona Toschi, "Washington-London-Paris, An untenable

- Triangle (1960-1963)", in *Journal of European Integration History*, 1 (2/1995).
- (28) Kaiser, *Using Europe, Abusing the Europeans*, pp.151-173.
- (28) BDFD, Nr.307. [BA, NL, Blankenhorn, Bd.149, Bl.40-46]
- (48) Cf. Harold Macmillan, *At the End of the Day* (London: Macmillan, 1973), pp.346-355.
- (58) 内容については以下を参照:FRUS13, Doc.402, Doc.403; Macmillan, *op.cit.*, pp.356-361.
- (86) テクストについては EA, 1963, D30-D31.
- (87) 英米特別関係については、差当り Christopher J. Bartlett, "The Special Relationship": *A Political History of Anglo-American Relations since 1945* (London: Longman, 1992).
- (88) ケネディとマクミランの対話、ならびに既に二〇日にドゴールの下に送付された協定内容の教示文を参照。FRUS13, Doc.406; Doc.407; Doc.409.
- (89) グロセールは以下の有名な一文を記している:「ケネディの大構想は一九六三年一月一日パリで死に、ドゴールの大いなる野望は…五月八日にボンで挫折した。アデナウアーとマクミランは一〇月に政権を明け渡し、ケネディは一ヵ月後に暗殺された。一九六三年は恐るべき一年であった。」グロセール『欧米同盟の歴史』下 二二八頁。
- (96) FRUS13, Doc.162.
- (96) *Ibid.*
- (92) Heuser, "European Dream of Franz Josef Strauss", pp.93f.
- (93) たゞえばヨーロッパ大陸防衛強化の観点から、SAC EURRの権限をさらに強化することが必要とされた。AAPD, Dok.2, Dok.16.
- (95) AAPD, Dok.2.
- (95) AAPD, Dok.16.
- (96) *Ibid.*
- (97) AAPD, Dok.24.
- (98) ボールは当時国務次官補を務めていたが、彼はケネディ政権内切つてのヨーロッパ主義者であり、ケネディの大西洋パートナーシップ構想は彼が作成した。ボールは元々は経済畑の国際弁護士であったが、ヨーロッパ統合の父ジャン・モネと個人的に親しく、五〇年代からヨーロッパ統合に深く関わっていた。ボールは五〇年代のEDC、六〇年代のMLFというヨーロッパ諸国が防衛力を共有するというアイディアで共通する二つの政策のアメリカ側における立案者であり支持者であった。確かにMLF構想は多くの人物が関与して精緻化された政策であるが、EDCとの繋がりから見れば、ボールの影響力は無視できない。ボールのヨーロッパ政策の詳細については以下を参照されたい。James Bill, *George Ball: Behind the Scenes in U.S. Foreign Policy* (New Haven: Yale Univ. Pr., 1997), pp.101-135; 小島かおる「ジョージ・W・ボールと《大西

洋バートナーシップ」構想イギリスのEEC加盟問題を中心に「『アメリカ研究』三二号（一九九七年）。

(99) この決定は即日公表される。WSDf, Nr.119.

(100) 本章第一款で見たように、フーシェンブロン交渉終結後、イギリスのEEC加盟問題が引き続き審議されていた。

なお、この時期にEECへの加盟を表明したのはイギリスを含め八ヶ国を数えていたが、経済的にも政治的にもイギリスの加盟が最大の問題であったので、この最初のEEC拡大交渉は「イギリス加盟問題」と称されることが多い。近年この問題を扱った研究の増加とこの傾向については序章を参照のこと。Cf. Bange, *The EEC Crisis of 1963*; Deighton, "La Grande-Bretagne et la communauté économique européenne (1958-1963)", in *Histoire, Économie et Société*, 13 (1994); Deighton/Ludlow, "A Conditional Application: British Management of the First Attempt to Seek Membership of the EEC, 1961-3", in Deighton(ed.), *Building Postwar Europe*; Kaiser, *op.cit.*; Ludlow, *op.cit.*; Rolf Steininger, "Great Britain's First EEC Failure in January 1963", in *Diplomacy & Statecraft*, 7 (2/1996). この加盟交渉をドイツ側の視点から扱ったものとして Wolfgang Hölscher, "Krisenmanagement in Sachen EWG. Das Scheitern des Beitritts Großbritannien und die deutsch-französischen Beziehungen", in Rainer A. Blasius (Hrsg.), *Von Adenauer zu Erhard. Studien zur*

*Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland 1963* (München: Oldenbourg, 1994). フランスの視点から、この問題に焦点を絞って扱ったものとして Françoise de La Serre, "De Gaulle et la Candidature Britannique aux Communautés européennes", in *Histoire, Économie et Société*, 13 (1/1994); Vaisse, "De Gaulle et la première candidature britannique au Marché commun", in *Revue d'histoire diplomatique* (2/1994). を参照のこと。

(101) Osterheld, *op.cit.*, pp. 18.

(102) AAPD, Dok 24.

(103) Osterheld, *op.cit.*, p. 183.

(104) Steininger, *op.cit.*, p. 408.

(105) この見解については Ludlow, *op.cit.*; Steininger, *op.cit.* 参照。しかしながら、すぐにイギリスのEEC加盟交渉は暗礁に乗り上げ、最初のイギリスEEC加盟申請は失敗におわる。エリゼ条約締結は明らかにイギリス加盟交渉にマイナスの影響を与えたが、この時期では未だ理事会の決定方式は全会一致制であり、このようなフランスの態度が撤回されなかった限りで、やはり一月一四日にイギリスEEC加盟交渉は終決していた、とも言えよう。但しBangeは、交渉打切りに際するフランスの孤立化を狙ったアメリカの意向を指摘している。Cf. Bange, *op.cit.*, pp. 207-233.

- (106) Jansen, *op.cit.*, p.266.
- (107) Osterheld, *op.cit.*, p.184.
- (108) *Ibid.*, p.174.
- (109) *Ibid.*
- (110) オスターヘルトの回顧より。 *ibid.*
- (111) Jansen, *op.cit.*, p.266.
- (112) AAPD, Dok.38, n.2.
- (113) AAPD, Dok.35. AAPD 文書には書類に振られた日時の前日にその文書が作成されたものがあり、前後の事情を勘案すれば、ヤンセンがこの報告書を作成した日時は一日九日である可能性が高い。なおシユレーターには二二日に提出された。
- (114) *Ibid.*, p.109.
- (115) Schwarz(Hrsg.), *Adenauer und Frankreich*, p.47.
- (116) AAPD, Dok.37, Dok.38, Dok.43, Dok.44.
- (117) AAPD, Dok.38.
- (118) Schwarz(Hrsg.), *Adenauer und Frankreich*, p.48.
- (119) AAPD, Dok.38, p.124.
- (120) *Ibid.*, p.125.
- (121) *Ibid.*, Dok.44, n.3.
- (122) EA, 1963, Folge4, D83; 村瀬編「前掲書」二二二頁に日本語訳収録。
- (123) ノイシッシャーの回顧に於て。 Schwarz(Hrsg.), *Adenauer und Frankreich*, p.48.
- (124) 条約紙についてはフランスがトリコロール、ドイツが青、ファイルについてはフランスが共和国の紋章入りの赤、ドイツが鷹の紋入りの青である。 *ibid.*
- (125) *Ibid.*
- (126) 例えば Schwarz, *Der Staatsman*.
- (127) そのような見解として Nicholls, *op.cit.*, pp.164ff; Schwarz, *Der Staatsman*, pp.810ff; Vaisse, *Grandeur*, p.255. また同時代の当事者も正しくもそう考えていた。 Couve de Murville, *Une politique étrangère*, p.257.
- (128) AAPD, Dok.37.
- (129) 但し、このドゴールの表明はさらなる注釈が必要である。というのも、彼はドイツの核兵器保持について、ドイツの意志を尊重するという言明に止まっているからである。確かにドゴールは独仏間の核提携は可能であると考えていた。しかし、核兵器の保有はフランス一国に止まり、ドイツ自身が核兵器を保有するよりもむしろドイツに対しフランスの核を何らかの形で貸与する想定に止まっていた。ドゴール自身、ドイツの核装備はソ連東欧諸国に対し調停不可能な緊張を生み、「最後の開戦原因である」と認識していたのであり、その実現可能性は現実的にはほぼありえないと考えていた。 Cf. AAPD, Dok.37, pp.117f; Soutou, *L'alliance*, pp.203-259.

- (130) AAPD, Dok.37.  
 (131) Soutou, *L'alliance*, Chap.7.  
 (132) AAPD, Dok.25.  
 (133) *Ibid.*, Dok.18, Dok.25, Dok.26, Dok.38.  
 (134) ケーン側が付けたコメント。AAPD, Dok.6.  
 (135) *Ibid.*  
 (136) Maillard, *op.cit.*, p.211.  
 (137) Ziebur, *op.cit.*, p.143.  
 (138) Jansen, *op.cit.*, p.266.  
 (139) AAPD, Dok.35.  
 (140) *Ibid.*  
 (141) *Ibid.*; Osterheld, *op.cit.*, p.184. 今の期待はこうして徐々に極まり勝つ批判をこうする。Ziebur, *op.cit.*, pp.168f.  
 (142) AAPD, Dok.22, Dok.35.  
 (143) *Ibid.*, Dok.35, n.4.  
 (144) FRUS13, Doc.166.  
 (145) Osterheld, *op.cit.*, p.175.  
 (146) 例えば同時代の反応をこうして *Süddeutsche Zeitung*, 24/Januar/1963; *de Volkskrant*, 26/Janvier/1963 (Cited from Bange, *op.cit.*, p.208).  
 (147) FRUS13, Doc.169.  
 (148) EA, 1963, Folge9, D225-D231.  
 (149) 今の競争の註解はこうしては Conze, *Herausforderung*, pp.266-294; Marcowitz, *Option*, pp.128-131, pp.184-188.  
 (150) EA, 1963, Folge14, D342.  
 (151) Marcowitz, "L'attitude", フルロヴァイツンは同時にドトロール自身は実際には西独に対して「どちらかを選ぶよう選択を突き付けたわけではなうことを指摘する。  
 (152) *Ibid.*, pp.158f.  
 (153) *L'Année politique*, 1963, p.261. テクストはこうして EA, 1963, Folge14, D347-D348.  
 (154) 無論エリゼ条約が実際に発効した以上、第一部の計画編に規定された定期会談は実行された。  
 (155) *L'Année politique*, 1963, p.271.  
 (156) 会談の内容はこうして AAPD, Bd.2, Dok.216, Dok.217, Dok.218, Dok.219. なお、一九六三年九月二二日及び二二日にランブイエにて二人は個人的会談を持つ。これが両者在任中の最後の会談となった。  
 (157) BDFD, Nr.322. [BGBl 1963, Teil II, S.1613-1617]  
 (158) Osterheld, "Intention und Wirklichkeit: Von der Konzeption zur Ratifizierung des deutsch-französischen Vertrags", in *Revue d'Allemagne*, 29 (2/1997). なお独仏青少年機関は一九六三年七月に設立され、主に両国間の青少年交流を援助する役割を果たす。同機関の助成を受けて両国を往き来した人数は一九八五年の時点で設立時より延べ五〇〇万人にのぼる。 *Le Monde*, 22/Janvier/1986. 両国の軍事提携の進展に

ついでには付言を要する。一九八二年独仏共同旅団が設立されるが、この独仏共通軍隊の法的基盤はエリゼ条約である。独仏間の通常兵器枠内での軍事提携の発展はエリゼ条約締結なしには考えられな。 Cf. Kocs, *op.cit.*; Robin F. Laird(ed.), *Strangers and Friends: The Franco-German Security Relationship* (London: Pinter, 1989); Olivier Pirotte, *Les politiques de défense franco-allemandes: étude comparée* (Paris: La documentation française, 1997).

(159) 青少年交流と定期会談の実行が、実際に以後の独仏間関係に及ぼした影響如何については、別稿に譲りたい。

## おわりに

独仏間関係には三つの政策を巡る外交空間があった。すなわち、ヨーロッパ政策、東西対立政策、独仏和解政策である。第一の外交は具体的にはヨーロッパ統合、政治同盟政策として展開された。第二の外交は核および軍事戦略、すなわちNATO政策、対アメリカ政策、BRDにとつては取分けベルリン交渉として展開され、それと同時に米仏核兵器と不可分に結びついてきた。そして第三の外交は文化交流、取分け青少年交流事業として展開された。エリゼ条約の起源を追求していくと、その

実現過程で形成された(かのように思われた)協調関係は、この三つの領域でそれぞれ異なった温度差があったことが明らかになる。それどころか、大西洋同盟政策における協調関係は、ドゴールがMLF構想を拒否した会見のまさに同じ日に西ドイツがそのMLFを受け入れたように、最後まで維持されることはなかった。

しかしながら、この三つの外交空間はそれぞれが密接に結びついており、一つの空間の協調的關係が他の空間の対立關係を宥和し、ある空間の対立關係が別の空間の協調關係を損ねる。

外交交渉はある外交空間における当該問題を審議するだけでなく、別の空間からの影響を排除、ないしは意図的な浸透を図る行為でもある。ドゴールはヨーロッパ政策とNATO政策をリンクさせるようドイツ側に働き掛け続けた。アデナウアーは当初はそれに抵抗し、後にある程度それを受け入れた。但し「二股」をかけながら、であるが。西独外務省はなるべくヨーロッパ政策とNATO政策を別個に論じようとした。

最終考察として以下の結論を示し、本稿のまとめとする。

1. エリゼ条約には二国間軍事同盟条約、政治同盟上の二国間提携、独仏和解の制度化の投錨、という三つの相異なる性格が

付与され成立した。第一の性格には、冷戦構造において米ソに對抗し得る自律的ヨーロッパの創出のための軍事力の綜合化を図ったドゴールの意図が極めて大きく反映している。かつこのドゴールの意向は、ドイツの安全保障をフランスとの共同軍事プランによって確保しようとしたアデナウアーによって裏打ちされた。第二の性格には、経済的な領域に限定されていたヨーロッパ統合に新たなステップを踏み出すことを目的とした政治同盟における、二国間による「モデルケース」としての提携を志向した独仏双方が合意した政策を反映している。ここにおけるエリゼ条約とは、事前に多国間条約に拡大することが予定された二国間条約であった。第三の性格には、第二次世界大戦の反省をふまえ、かつ戦間期の独仏協調政策が表層的なものに終わったことを考慮し、今回の独仏友好を市民のレベルから支持されることを望んだアデナウアーの意図が色濃く反映された。

2. しかしながら、エリゼ条約に反映されたドゴール<sup>(1)</sup>アデナウアー時代の独仏関係の実態は、議会の統制を受けにくかった両首脳同士の個人的合意条項の域を脱しえなかった。さらに両者はすべての事柄で合意していたわけではない。したがってトッブレールの合意は議会の支持を取り付けることができず、しかもその合意そのものが、議会の支持以前にすでに崩壊していた。

3. したがってエリゼ条約による枢軸成立はなかった。もしそれがありえたとするならば、それは一九六二年夏から同年一二年中頃までのことであり、しかもそれは決して望まれて成立したのではなかった。枢軸は成立当初から崩壊要因を内包して形成された。同様に友好もなかった。エリゼ条約が締結された動機は三者三様である。ドゴールはドイツを、アデナウアーは彼の後継者を、西独外務省はフランスを統御しようとした。そしてそのどれもが果せなかった。

4. エリゼ条約締結に至る独仏間の交渉は、広くは大西洋枠内、狭くはヨーロッパ枠内において制度化されつつあった独仏間の関係を表していた。それは友好や枢軸というよりむしろ、強制された共存関係とでも言うべき、「もがきながらも懸命に協調する」<sup>(2)</sup>両国の外交スタイルである。もし友好がありえるとすれば、それは市民レベルでの草の根の交流の成果でしかありえない。

両者の最後の公式会談となったドゴールのボン訪問直前、しばしば引用されるフレーズであるが、一九六三年七月二日のエリゼ宮での晩餐会にて、彼はエリゼ条約を嘆いてこう語った。「この条約はまるでうら若き乙女カバラのようだな——それが咲き誇る時間は一瞬だ。独仏条約が実行されないと、歴

史の上ではよくあることだ<sup>(3)</sup>。レーンドルフの私邸に自前のバラ園を持つほどバラの栽培をこよなく愛していたアデナウアーは、ボンでのテールススピーチでドゴールにこう返した。「バラとうら若き乙女：確かに若き乙女はそうかもしれない。しかしバラについては私はよく存じております。鋭い刺を多く持つ植物ほどより長く生き延びるものです。レーンドルフのバラは凍てつく冬を毎年乗り切ります。ドイツとフランス間の友好は、いつもつぼみを育んでは花を咲かすバラのようなものです<sup>(4)</sup>」。エリゼ条約は、たしかにドゴールが望んだような美行はされず、その後のドゴール＝エアハルト時代の独仏間関係は冷却することとなった。しかしそれはアデナウアーの言ったように、バラのように以後の独仏関係を彩ることになろう<sup>(5)</sup>。

- (1) Ziebur, *op. cit.*, p.146.
- (2) Patrick McCarthy(ed.), *France-Germany, 1983-1993: The Struggle to Cooperate* (N. Y. St. Martin's Press, 1993).
- (3) Jean Lacouture, *De Gaulle 3. Le souverain*, p.308.
- (4) *Ibid.*, pp.308f.
- (5) 冷戦の終焉とそれに伴うドイツの再統一は、しかしこのような独仏関係の制度化を突き崩しかねないものとの

論調が、近年仏独両国が高まっている。独仏関係が脱制度化することで、ドイツとフランスが再び第二次世界大戦以前の敵対関係に戻るのではないか、という悲観的な論調が華々しく取り上げられるのは、アデナウアーのバラは咲かなかったためであらうか。いずれにせよ、「ボン共和国」から「ベルリン共和国」への移行は、戦後の独仏関係が歩んできた構造を変質し得るものである。その意味でドゴール＝アデナウアー関係を規定していた、またドゴール＝アデナウアー関係が規定していた時代は「歴史」となったと言えるのかも知れない。現在の独仏関係への論評については数が多いが、代表的なものとして以下を参照のこと。Jean-Pierre Chevènement, *France-Allemagne: Parlons franc* (Paris: Plon, 1996); Collard, *Le Partenariat*; Philippe Delmas, *De la prochaine guerre avec l'Allemagne* (Paris: Odile Jacob, 1999); Notre Europe, *France-Allemagne: le bond en avant* (Paris: Odile Jacob, 1998); Edouard Husson, *L'Europe contre l'amitié franco-allemande: des malentendus à la discorde* (Paris: François-Xavier de Guibert, 1998); Josef Rován, *Bismarck, l'Allemagne et l'Europe unie: 1898-1998-2098* (Paris: Odile Jacob, 1998).